



Title	「所得-商品」モデルの特徴と統計数値の適用
Author(s)	望月, 喜市
Citation	スラヴ研究, 26, 107
Issue Date	1980-08-28
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/5105
Type	departmental bulletin paper
File Information	KJ00002052867.pdf



「所得—商品」モデルの特徴と統計数値の適用¹⁾

望 月 喜 市

本稿は、先の論文²⁾を一層発展させ、それを精密化し、より長期にわたる統計数値のあてはめを試みたものである。

第1節では、ベリキングループの「所得—商品」モデルを新 SNA や、イサエフの「資料—資金総合バランス表」(CMΦБ) など、いわゆる一連の取引行列表と比較し、その特徴を抽出した。

第2節では、ベリキン表に、過去20年間の統計数値のあてはめを行なった。以上の作業にもとづく実証分析は別の機会にゆづることとする。

I. 取引行列表と比較したベリキン表の特徴

表1は、新 SNA¹⁾の基本構造を示す。この表の数字たとえば、3行4列（以下3;4と略記）の $\begin{smallmatrix} 24 & 5 \\ 3 & T_4 \end{smallmatrix}$ とは、3行4列に入る取引額 (Transaction) が245であることを意味する。この縮約表をより詳細にしたものが、表2「行列形式による総合勘定」である。この表の数字は、表1では縮約されている。表3は、表2の(6;6もしくは28~50;28~50)部分を取り出して別掲したものである。表2の外縁の括弧のついた数字は、縮約表（表1）の外縁数字に対応する。表1に即してこの勘定表を説明しよう。この表の「3~12;3~12」の内部（太枠内）はフロー取引を示し、その外側はストック取引である。ここではフロー取引部分の説明のみに限定する。「3~4;3~4」は、より精密な産業連関表で、「3;4」と「4;3」は、いわゆる u 表と v 表に対応する。生産活動は、財貨とサービスの生産に分かれ、その純産出高は、「3~4;5~11」に表示される。

以下では、表1における各種の恒等関係式を示し、素材としての消費財供給と、資金としての消費支出（需要）とが一致するならば、そのそれぞれの残査としての蓄積（素材）と、投資（資金）とが必ず一致することを証明しよう。

(1) 総供給（国内総生産+輸入）と総需要（輸出を含む）の恒等式 (3;3)。

$$\begin{array}{ccccccc} (4;3) + (6;3) + (11;3) & \equiv & (3;4) + (3;5) + (3;7) + (3;8)^1 + (3;8)^2 + (3;11) \\ \vdots & & \vdots & & \vdots & & \vdots \\ 443 & + & 14 & + & 51 & = & 245 + 166 + 6 + 38 + 3 + 50 = 508 \end{array}$$

(2) 総投入と総産出の恒等式 (4;4)

$$\begin{array}{ccccccc} (3;4) + (6;4) + (11;4) & \equiv & (4;3) + (4;5) \\ \vdots & & \vdots & & \vdots \\ 245 & + & 241 & + & 1 & = & 443 + 44 = 487 \end{array}$$

1) 本研究は、文部省科学研究費一般研究D昭和54年度課題番号463013による研究成果の一部である。

2) 拙稿「ソ連経済の所得循環——『ソ連邦経済統計年報』の研究——」『スラヴ研究』No. 22, 1978, 「ソ連邦の『所得—商品』モデルへの SPSS の適用」, 『一橋論叢』1978年8月。

1) SNA: A System of National Accounts (国民経済計算体系) の略。

(3) 消費の需給均衡式 (5; 5)

$$\begin{array}{ccccccc} (3; 5) + (4; 5) + (11; 5) & \equiv & (5; 6) + (5; 11) \\ \vdots & & \vdots & & \vdots & & \vdots \\ 166 & + & 44 & + & 2 & = & 210 + 2 = 212 \end{array}$$

(4) 再分配過程 (所得・支出) 均衡式 (6; 6)

$$\begin{array}{ccccccccccc} (5; 6) + (6; 6) + (10; 6) + (11; 6) & \equiv & (6; 3) + (6; 4) + (6; 6) - (6; 10) + (6; 11) \\ \vdots & & \vdots & & \vdots & & \vdots & & \vdots & & \vdots & & \vdots \\ 210 & + & Z & + & 27 & + & 12 & = & 14 & + & 241 & + & z - 19 + 13 = 249 + Z \end{array}$$

(5) 投資・貯蓄バランス式 (10; 10)

$$\begin{array}{ccccccc} -(6; 10) + (9; 10)^2 + (8; 10)^1 + (9; 10)^1 & \equiv & (10; 6) + (10; 9) \\ \vdots & & \vdots & & \vdots & & \vdots \\ \text{減価償却} & \text{債権} & \text{投資} & \text{資産} & \text{正味資産} & \text{借入金} \\ \text{(資産)} & \text{(有形資本形成)} & \text{(自己資本増)} & \text{(負債)} \\ -19 & + & 58 & + & 3 & + & 44 = 27 + 59 = 105 \end{array}$$

(6) 金融資産・負債均衡式 (9; 8)²

$$\begin{array}{cccc} (10; 9) + (12; 9) & \equiv & (9; 10)^2 + (9; 12) \\ \vdots & & \vdots & & \vdots \\ \text{国内負債増} & \text{国外負債増} & \text{国内資産増} & \text{国外資産増} \\ 59 & + & 17 & = & 58 + 18 = 76 \end{array}$$

(7) 国外勘定 (11~12; 11~12)

$$\begin{array}{l} \text{左辺} = (3; 11) + (5; 11) + (6; 11) + (9; 12) + (12; 11) \\ \begin{array}{cccccc} \vdots & \vdots & \vdots & \vdots & \vdots & \vdots \\ \text{輸出} & \text{外国人国内消費} & \text{海外より移転所得} & \text{海外の債権} & \text{海外の負債} \\ \vdots & \vdots & \vdots & \vdots & \vdots \\ 50 & + & 2 & + & 13 & + & 18 & + & 1 = 84 \end{array} \\ \\ \text{右辺} = (11; 3) + (11; 4) + (11; 5) + (11; 6) + (12; 9) + (12; 11) \\ \begin{array}{cccccc} \vdots & \vdots & \vdots & \vdots & \vdots & \vdots \\ \text{輸入} & \text{政府直接輸入} & \text{住民直接輸入} & \text{海外の送金} & \text{海外の負債} & \text{経常取引残} \\ \vdots & \vdots & \vdots & \vdots & \vdots & \vdots \\ 51 & + & 1 & + & 2 & + & 12 & + & 17 & + & 1 = 84 \end{array} \end{array}$$

以上の均衡式に登場したすべての項目を左辺と右辺とに分け、左辺に現われる (3; 7) + (3; 8)¹ + (3; 8)² = 粗蓄積 (素材) 総額と、右辺に現われる (8; 10)¹ + (9; 10)¹ = 投資総額とを残して、左右を相殺すると、すべて互に消去され、粗蓄積 = 投資が証明される。

ついで、ソ連邦で研究されている同系統の代表的取引行列表として、B. Л. Исаев (Исаев) の「資材—資金総合バランス表」(Сводный Материально-Финансовый Баланс, СМФБ) を取り上げる (表 4)。

この表の (1; 2), (1; 3), (1; 4) は、生産セクター (2 列), 非生産セクター (3 列), 住民 (4 列) の生産的消費である。このモデルでは、非生産セクターに於ても、そこに小規模ながら生産的企業を所有している現実をふまえ (たとえば、保健省管轄下の製剤工場や、大蔵省の造幣局など), 住民セクターにおいてもまた、手工業者による土産物・郷土頑具製造や個人的副業農業経営などをもっていることを考慮して、その限りでこれらセク

2) Z は所得移転取引で、この数値を合計しても意味がないので、仮りに Z と名付けることとした。

表1 新 SNA の基本構造 (縮約表)

			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
期首資産 Opening Assets	1	金融的請求権 Financial claims										1249 T ₁₀		165 T ₁₂				
	2	純有形資産 Net tangible assets										661 T ₁₀						
生産 Production	3	商品 Commodities	245 T ₃₄	166 T ₃₅		6 T ₃₇	38 (T ₃₈) ¹	3 (T ₃₈) ²						50 T ₃₁₁				
	4	活動 Activities	443 T ₄₃	44 T ₄₅														
消費 Consumption	5	消費支出 Consumer goods/purposes			210 T ₅₆									2 T ₅₁₁				
	6	所得・支出 Income and outlay	14 T ₆₃ → 241 T ₆₄											-19 T ₆₁₀	13 T ₆₁₁			
蓄積 Accumulation	7	資本形成 在庫品増加 Increase in inventories																
	8	固定資本形成 Fixed capital formation																
	9	資本形成 金融的請求権 Financial claims																
	10	資本形成 資本調達 Capital finance	1217 T ₁₀₃	693 T ₁₀₂														
海外 The rest of the world	11	經常取引 Current transactions	51 T ₁₁₃	1 T ₁₁₄	2 T ₁₁₅	12 T ₁₁₆												
	12	資本取引 Capital transactions	197 T ₁₂₁	-32 T ₁₂₂														
再評価 Revaluations	13	金融的請求権 Financial claims										-21 T ₁₃₁₀		-2 T ₁₃₁₂				
	14	純有形資産 Net tangible assets										42 T ₁₄₁₀						
期末資産 Closing Assets	15	金融的請求権 Financial claims										1286 T ₁₅₁₀		181 T ₁₅₁₂				
	16	純有形資産 Net tangible assets										731 T ₁₆₁₀						

出所：宮沢健一『日本の経済循環』(春秋社)P.316-317、及び高木新太郎「新SNAの主要な特質」『経済セミナー』1978年8月より合成、ただし(8-8)、(9-9)の表示にかなりの変更を加えた。

注1) 縦列においては、期首および期末資産は期首および期末負債と読みかえ、また純有形資産(net tangible assets)は正味資産(net worth)と読みかえること、United Nations, Economic and Social Council, *Proposals for the Revision of the SNA, 1952* E/CN.3/356, Aug. 1967, p.30.

注2) T_{10} =期首において制度部門が保有する金融的請求権、 T_{12} =期首に海外部門が保有する居住者部門発行の金融的請求権、 T_{10} =期首において制度部門が保有する国内純有形資産、 T_{10} =生産活動への商品投入額、 T_{10} =国内での家計の商品に対する消費支出、 T_{10} =商品在庫増、 T_{10} =総固定資本形成に投入される商品、 T_{10} =商品の輸出、 T_{10} =生産活動による商品生産、 T_{10} =政府等による非商品生産、 T_{10} =国内市場での家計、政府、民間非営利団体の最終消費支出、 T_{10} =非居住者家計の国内消費支出、 T_{10} =輸入関税、 T_{10} =付加価値、 T_{10} =固定資本減耗(マイナスの項目)、 T_{10} =海外からの経常所得の移転(含む財産所得の移転)、 $(T_{10})^1$ =在庫品増加、 $(T_{10})^2$ =総固定資本形成、 $(T_{10})^1=(T_{10})^1+(T_{10})^1$ 、 $(T_{10})^2$ =制度部門の金融資産純取得額、 T_{10} =海外部門が得た居住者部門発行金融的請求権の純取得額、 T_{10} =期首における制度部門の金融負債保有額、 T_{10} =期首における制度部門の正味資産、 T_{10} =制度部門の貯蓄、 T_{10} =制度部門の金融負債純発行額、 T_{10} =制度部門の保有する金融負債の再評価、 T_{10} =制度部門の正味資産の再評価、 T_{10} =期末における制度部門の金融負債保有額、 T_{10} =期末における制度部門の正味資産、 T_{10} =CIF価格表示の商品輸入、 T_{10} =一般政府の海外における財貨サービスの直接購入、 T_{10} =居住者家計の海外での最終消費支出、 T_{10} =海外部門の居住者部門からの総受取額(要素所得や他の経常移転を含む)、 T_{10} =海外部門が発行した金融負債で制度部門が保有する金融的請求権、 T_{10} =期首における海外部門の居住者部門との関係から生じる正味資産、 T_{10} =海外部門の国内居住者部門引受金融負債の純発行額、 T_{10} =海外部門の対国内居住者部門経常勘定収支、 T_{10} =国内部門が保有し、海外部門が発行した金融負債再評価、 T_{10} =海外部門の居住者部門との関係から生じる正味資産の再評価、 T_{10} =期末における制度部門が保有する海外部門発行金融負債、 T_{10} =期末における海外部門の居住者部門との関係から生じる正味資産、 T_{10} =制度部門が保有する金融資産の再評価、 T_{10} =国内居住者部門が発行し、海外部門が保有する金融的請求権の再評価、 T_{10} =制度部門の保有する純有形資産の再評価、 T_{10} =期末における制度部門の金融資産保有額、 T_{10} =期末に海外部門が保有し国内居住者部門が発行した金融的請求権、 T_{10} =期末における制度部門保有の純有形資産

表2 行列形式による総合勘定表

		(1)				(2)				(3)				(4)				(5)				(6)				(7)				(8)				(9)				(10)				(11)				(12)				(13)				(14)				(15)				(16)				(17)				(18)				(19)				(20)				(21)				(22)				(23)				(24)				(25)				(26)				(27)				(28)				(29)				(30)				(31)				(32)				(33)				(34)				(35)				(36)				(37)				(38)				(39)				(40)				(41)				(42)				(43)				(44)				(45)				(46)				(47)				(48)				(49)				(50)				(51)				(52)				(53)				(54)				(55)				(56)				(57)				(58)				(59)				(60)				(61)				(62)				(63)				(64)				(65)				(66)				(67)				(68)				(69)				(70)				(71)				(72)				(73)				(74)				(75)				(76)				(77)				(78)				(79)				(80)				(81)				(82)				(83)				(84)				(85)				(86)				(87)				(88)				(89)				(90)				(91)				(92)				(93)				(94)				(95)				(96)				(97)				(98)				(99)				(100)				(101)				(102)				(103)				(104)				(105)				(106)				(107)				(108)				(109)				(110)				(111)				(112)				(113)				(114)				(115)				(116)				(117)				(118)				(119)				(120)				(121)				(122)				(123)				(124)				(125)				(126)				(127)				(128)				(129)				(130)				(131)				(132)				(133)				(134)				(135)				(136)				(137)				(138)				(139)				(140)				(141)				(142)				(143)				(144)				(145)				(146)				(147)				(148)				(149)				(150)				(151)				(152)				(153)				(154)				(155)				(156)				(157)				(158)				(159)				(160)				(161)				(162)				(163)				(164)				(165)				(166)				(167)				(168)				(169)				(170)				(171)				(172)				(173)				(174)				(175)				(176)				(177)				(178)				(179)				(180)				(181)				(182)				(183)				(184)				(185)				(186)				(187)				(188)				(189)				(190)				(191)				(192)				(193)				(194)				(195)				(196)				(197)				(198)				(199)				(200)				(201)				(202)				(203)				(204)				(205)				(206)				(207)				(208)				(209)				(210)				(211)				(212)				(213)				(214)				(215)				(216)				(217)				(218)				(219)				(220)				(221)				(222)				(223)				(224)				(225)				(226)				(227)				(228)				(229)				(230)				(231)				(232)				(233)				(234)				(235)				(236)				(237)				(238)				(239)				(240)				(241)				(242)				(243)				(244)				(245)				(246)				(247)				(248)				(249)				(250)				(251)				(252)				(253)				(254)				(255)				(256)				(257)				(258)				(259)				(260)				(261)				(262)				(263)				(264)				(265)				(266)				(267)				(268)				(269)				(270)				(271)				(272)				(273)				(274)				(275)				(276)				(277)				(278)				(279)				(280)				(281)				(282)				(283)				(284)				(285)				(286)				(287)				(288)				(289)				(290)				(291)				(292)				(293)				(294)				(295)				(296)				(297)				(298)				(299)				(300)				(301)				(302)				(303)				(304)				(305)				(306)				(307)				(308)				(309)				(310)				(311)				(312)				(313)				(314)				(315)				(316)				(317)				(318)				(319)				(320)				(321)				(322)				(323)				(324)				(325)				(326)				(327)				(328)				(329)				(330)				(331)				(332)				(333)				(334)				(335)				(336)				(337)				(338)				(339)				(340)				(341)				(342)				(343)				(344)				(345)				(346)				(347)				(348)				(349)				(350)				(351)				(352)				(353)				(354)				(355)				(356)				(357)				(358)				(359)				(360)				(361)				(362)				(363)				(364)				(365)				(366)				(367)				(368)				(369)				(370)				(371)				(372)				(373)				(374)				(375)				(376)				(377)				(378)				(379)				(380)				(381)				(382)				(383)				(384)				(385)				(386)				(387)				(388)				(389)				(390)				(391)				(392)				(393)				(394)				(395)				(396)				(397)				(398)				(399)				(400)				(401)				(402)				(403)				(404)				(405)				(406)				(407)				(408)				(409)				(410)				(411)				(412)				(413)				(414)				(415)				(416)				(417)				(418)				(419)				(420)				(421)				(422)				(423)				(424)				(425)				(426)				(427)				(428)				(429)				(430)				(431)				(432)				(433)				(434)				(435)				(436)				(437)				(438)				(439)				(440)				(441)				(442)				(443)				(444)				(445)				(446)				(447)				(448)				(449)				(450)				(451)				(452)				(453)				(454)				(455)				(456)				(457)				(458)				(459)				(460)				(461)				(462)				(463)				(464)				(465)				(466)				(467)				(468)				(469)				(470)				(471)				(472)				(473)				(474)				(475)				(476)				(477)				(478)				(479)				(480)				(481)				(482)				(483)				(484)				(485)				(486)				(487)				(488)				(489)				(490)				(491)				(492)				(493)				(494)				(495)				(496)				(497)				(498)				(499)				(500)				(501)				(502)				(503)				(504)				(505)				(506)				(507)				(508)				(509)				(510)				(511)				(512)				(513)				(514)				(515)				(516)				(517)				(518)				(519)				(520)				(521)				(522)				(523)				(524)				(525)				(526)				(527)				(528)				(529)				(530)				(531)				(532)				(533)				(534)				(535)				(536)				(537)				(538)				(539)				(540)				(541)				(542)				(543)				(544)				(545)				(546)				(547)				(548)				(549)				(550)				(551)				(552)				(553)				(554)				(555)				(556)				(557)				(558)				(559)				(560)				(561)				(562)				(563)				(564)				(565)				(566)				(567)				(568)				(569)				(570)				(571)				(572)				(573)				(574)				(575)				(576)				(577)				(578)				(579)				(580)				(581)				(582)				(583)				(584)				(585)				(586)				(587)				(588)				(589)				(590)				(591)				(592)				(593)				(594)				(595)				(596)				(597)				(598)				(599)				(600)				(601)				(602)				(603)				(604)				(605)				(606)				(607)				(608)				(609)				(610)				(611)				(612)				(613)				(614)				(615)				(616)				(617)				(618)				(619)				(620)				(621)				(622)				(623)				(624)				(625)				(626)				(627)				(628)				(629)				(630)				(631)				(632)				(633)				(634)				(635)				(636)				(637)				(638)				(639)				(640)				(641)				(642)				(643)				(644)				(645)				(646)				(647)				(648)				(649)				(650)				(651)				(652)				(653)				(654)				(655)				(656)				(657)				(658)				(659)				(660)				(661)				(662)				(663)				(664)				(665)				(666)				(667)				(668)				(669)				(670)				(671)				(672)				(673)				(674)				(675)				(676)				(677)				(678)				(679)				(680)				(681)				(682)				(683)				(684)				(685)				(686)				(687)				(688)				(689)				(690)				(691)				(692)				(693)				(694)				(695)				(696)				(697)				(698)				(699)				(700)				(701)				(702)				(703)				(704)				(705)				(706)				(707)				(708)				(709)				(710)				(711)				(712)				(713)				(714)				(715)				(716)				(717)				(718)				(719)				(720)				(721)				(722)				(723)				(724)				(725)				(726)				(727)				(728)				(729)				(730)				(731)				(732)				(733)				(734)				(735)				(736)				(737)				(738)				(739)				(740)				(741)				(742)				(743)				(744)				(745)				(746)				(747)				(748)				(749)				(750)				(751)				(752)				(753)				(754)				(755)				(756)				(757)				(758)				(759)				(760)				(761)				(762)				(763)				(764)				(765)				(766)				(767)				(768)				(769)				(770)				(771)				(772)				(773)				(774)				(775)				(776)				(777)				(778)				(779)				(780)				(781)				(782)				(783)				(784)				(785)				(786)				(787)				(788)				(789)				(790)				(791)				(792)				(793)				(794)				(795)				(796)				(797)				(798)				(799)				(800)				(801)				(802)				(803)				(804)				(805)				(806)				(807)				(808)				(809)				(810)				(811)				(812)				(813)				(814)				(815)				(816)				(817)				(818)				(819)				(820)				(821)				(822)				(823)				(824)				(825)				(826)				(827)				(828)				(829)				(830)				(831)				(832)				(833)				(834)				(835)				(836)				(837)				(838)				(839)				(840)				(841)				(842)				(843)				(844)				(845)				(846)				(847)				(848)				(849)				(850)				(851)				(852)				(853)				(854)				(855)				(856)				(857)				(858)				(859)				(860)				(861)				(862)				(863)				(864)				(865)				(866)				(867)				(868)				(869)				(870)				(871)				(872)				(873)				(874)				(875)				(876)				(877)				(878)				(879)				(880)				(881)				(882)				(883)				(884)				(885)				(886)				(887)				(888)				(889)				(890)				(891)				(892)				(893)				(894)				(895)				(896)				(897)				(898)				(899)				(900)				(901)				(902)				(903)				(904)				(905)				(906)				(907)				(908)				(909)				(910)				(911)				(912)				(913)				(914)				(915)				(916)				(917)				(918)				(919)				(920)				(921)				(922)				(923)				(924)				(925)				(926)				(927)				(928)				(929)				(930)				(931)				(932)				(933)				(934)				(935)				(936)				(937)				(938)				(939)				(940)				(941)				(942)				(943)				(944)				(945)				(946)				(947)				(948)				(949)				(950)				(951)				(952)				(953)				(954)				(955)				(956)				(957)				(958)				(959)				(960)				(961)				(962)				(963)				(964)				(965)				(966)				(967)				(968)				(969)				(970)				(971)				(972)				(973)				(974)				(975)				(976)				(977)				(978)				(979)				(980)				(981)				(982)				(983)				(984)				(985)				(986)				(987)				(988)				(989)				(990)				(991)				(992)				(993)				(994)				(995)				(996)				(997)				(998)				(999)				(1000)			
(1)	期首資産	金融資産	通貨および預金	証券	その他の金融的請求権																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						</																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						

表3 表2 (6:6) 部分の表示

		28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50			
																						42	168				
付加価値	雇用者報酬	28	152																								
	営業余剰	29	55																								
	固定資本減耗引当	30	19																						-19		
	間接税(純計)	31	29																								
所得発生制度部門	法人・準法人企業	32	109	31																							
	一般政府	33	29	2																							
	家計・民間非営利団体	34	14	22																							
所得	賃金・俸給	35				101	27	13																			
	雇主負担金	36				8	2	1																			
	業主所得	37						18																			
	営業余剰 (他に分類不能分)	38				31	2	0																			
	財産所得	39						4														21	11	4	11		
の種別	所得に対する直接税	40																			10		21		1		
	社会保障負担金	41																					9				
	企業からの経常移転	42																			0						
	社会保償給付	43																				10					
	社会援助金	44																				4					
	政府からの経常移転	45																					11				
	家計等からの経・移	46																					1				
	海外からの経常移転	47																						1			
所得受取制度部門	法人・準法人企業	48										31	16														
	一般政府	49				29						2	4	28	9					7		0					
	家計・民間非営利団体	50							141	11	18	0	25			0	10	4	3		1						
海外経常取引									0	0		6		4		0			1	1							
																									16	1	10

表4 産業視点からの資材—資金総合バランス表 (CMΦБ)

		項 の 数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	収入計
生産勘定	生産物	19 1	1.2	1.3	1.4											1.14	1.15	(1.16)	(1.17)	(1.18)		1.20	1.21	(1.22)	(1.23)	D ₁
	生産部門	19 2	2.1																							D ₂
	非生産セクター	8 3	3.1	(P)																						D ₃
	住民	1 4	4.1																				(L)			D ₄
所得	生産セクター	22 5	5.2				5.5	5.6	5.7			(5.10)			5.13								5.21	(5.22)	(5.23)	D ₅
	非生産セクター	8 6	6.3				6.5	6.6	6.7			6.10			6.13								6.21	(6.22)	(6.23)	D ₆
	住民	1 7	(A)	7.4			7.5	7.6				7.10			7.13								7.21	(7.22)	(7.23)	D ₇
分配	財政制度	4 8								8.9																D ₈
	財政制度収入	4 9	9.1				9.5	9.6	9.7																	D ₉
	財政制度支出	4 10								10.8	(B)															D ₁₀
	信用制度	3 11																								D ₁₁
制度	信用制度収入	1 12																12.16	12.17	12.18	12.19		12.21	(12.22)	(12.23)	D ₁₂
	信用制度支出	n 13					13.5	13.6	13.7			13.11														D ₁₃
消費勘定	個人的消費	1 14				(F)	14.7																			D ₁₄
	社会的消費	15					15.5	15.6																		D ₁₅
蓄積単位	生産セクター	22 16	16.2			16.5	(G) ₂					16.10			16.13											D ₁₆
	非生産セクター	8 17	17.3	(G) ₁		17.6						17.10	(H)		17.13											D ₁₇
	住民	1 18	18.4			18.7				(I)		18.10			18.13											D ₁₈
	財政—信用制度	6 19								19.8																D ₁₉
蓄積形態	蓄積形態	5 20																20.16	20.17	20.18						D ₂₀
外国勘定	商品金融	1 21	21.1				21.5	21.6	21.7							21.14	21.15									D ₂₁
	内外価格較差	1 22	(22.1)				(22.5)	(22.6)	(22.7)															(22.23)		D ₂₂
	支払残	1 23	(23.1)				(23.5)	(23.6)	(23.7)																	D ₂₃
支出計		1 24	P ₁	P ₂	P ₃	P ₄	P ₅	P ₆	P ₇	P ₈	P ₉	P ₁₀	P ₁₁	P ₁₂	P ₁₃	P ₁₄	P ₁₅	P ₁₆	P ₁₇	P ₁₈	P ₁₉	P ₂₀	P ₂₁	P ₂₂	P ₂₃	

出所: Б. Л. Исаев, *Балансы межотраслевых Финансовых связей*, изд. «наука», М. 1973. стр. 103 と стр. 144-145 より合成。ただし私見により [21.14], [21.15], [12.21], [12.23] を加え, [11.21], [21.18] を削除した。

ターもまた物的生産活動を行なうものとしている³⁾。「1; 14」, 「1; 15」は財貨の個人的・社会的消費を示す。「1; 20」は蓄積, 「1; 21」は輸出を示し, 輸出金額を世界市場価格表示に換算する場合には, 「1; 22」の係数が用いられ, 「1; 23」欄にその数字がかき込まれる。「2; 1」, 「3; 1」, 「4; 1」は, 各商品につき, 各生産主体の生産高を示すもので, 「9; 1」は取引税, 「21; 1」は財貨の生産用輸入高を示す。ついでながら, 住民による消費財の直接輸入⁴⁾は, 「21; 14」に示される。「5; 2」, 「6; 3」, 「7; 4」は, 各所得主体の生産活動に伴って発生する純生産高(利潤+賃金)であり, いずれも, 取引税は含まれていない(取引税は「9; 1」で一括表示済)。「16; 2」, 「17; 3」, 「18; 4」は同じく各々の減価償却額である。なお「6; 3」には, 非生産セクターのサービス活動に必要な人件費(賃金・俸給)は入っていない。(つまり, この欄には上述した非生産セクターの物的生産活動からの賃金・俸給のみが入る)。「5; 2」には, 物的生産部門の賃金は, もちろん入っているが, それらを含めて, 生産・非生産セクターで働く人々の賃金・俸給総額は, 「7; 5」, 「7; 6」の各欄で表示される。またこのモデルでは, 先の新 SNA 体系とは異なって, 「サービス」を生産の out-put として生産国民所得の中に含めていない。

さて, 「5~7; 5~7」の行と列は, 所得主体のすべての収入(行)とすべての支出(列)を示す。この関係をさらに拡大した「5~13; 5~13」が, 表1の「6; 6」に対応する。これを縦に読めば, 表頭の経済主体が, 表側の主体に対し, 支出した金額を示す。たとえば, 生産セクター(第5列)についてみると, 「5; 5」は, 生産セクターの内部取引, 「6; 5」は非生産セクターへの支出(有料サービスの購入および移転的支出), 「7; 5」は賃金支払(公共部門従業員賃金を含む), 「9; 5」は財政への支払(利潤控除, 生産ファンド料金, 定額支払, 社会保険控除など, ただし取引税は「9; 1」で支払い済み), 「13; 5」は信用の返済と支払い利子など, 「15; 5」は生産セクターによる公益部門からの財貨の購入(たとえば, 住宅—公共経営, 保健費用, 要員養成費, 体育・スポーツ関係物件費など)を示す。「16; 5」は, 横行合計(収入総額)から支出総額(「16; 5」以外の5列のすべて)を差引いた残差として求めたもので, 内容的には貯蓄額を示す。「21; 5」は海外への移転的支出である。「22; 5」, 「23; 5」は, 「1; 22」, 「1; 23」と同様に, 外貨建て世界価格に換算した支払額を示す欄である。6列, 7列についても基本的には同一の解釈で理解することができる。「5; 7」は, 住民の生産セクターへの支払(たとえば工場付属幼稚園への両親の一部負担金など), 「6; 7」は非生産セクターの有料サービスに対する住民の支払い(観劇, 旅行, サナトリウム利用一部負担金など。ただし, 電気・ガス・水道料等は, 消費財の購入として「14; 7」に入る)。「9; 7」は住民税の支払い。「13; 7」は銀行への消費者信用の返済金, 支払利子など。「14; 7」は, 消費財の購入。消費財に対する需給関係は, 14, 15の行と列で対置される。「21; 7」は, 住民の国外への送金分。収入合計(7行の D_7)から, 以上の支出合計の残差として, 住民の貯蓄額が「18; 7」に書込まれる。

消費需要の流れは, 第14, 15列で捕えられ, それが, 消費財の国内供給「1; 14」「1; 15」と国外供給「21; 14」, 「21; 15」とに対置される。さらに, 粗投資資金の流れは, 16行

3) 上述のような非生産セクターの物的生産活動は公表統計では工業の該当箇所にはめ込んでいるようである。

4) 具体的には海外旅行による外国製品の購入等。

～18行で示される。それらは、減価償却金 (G_1) と今期の経営蓄積金 (G_2)、それに財政投資と信用供与 (H) との合計から構成される。これに対応して、その総額は、有形固定・流動ファンド(資産)の粗増加(取替・減耗分を含む) (J) と現金残 (C) とに分解する。ところで、前者 (J) の合計は、第1行目の粗蓄積「1; 20」に必ず等しくなる。この命題を証明しよう。

表4において、対応する行と列の合計は、それぞれ必ず等しい。したがって、「1～4; 1～4」の行と列に関して、次の式が成立つ。

(1) 総供給・総利用恒等式

$$P + A + G_1 + (21; 1) \equiv P + (1; 14) + (1; 15) + (1; 20) + (1; 21)$$

$$\therefore (1; 14) + (1; 15) + (1; 20) \equiv A + G_1 - [(1; 21) - (21; 1)]$$

$$[\text{利用国民所得(最終価格表示)} \equiv \text{消費} + \text{純蓄積} \equiv \text{付加価値} - \text{純輸出}]$$

(2) 再分配恒等式 (5～13; 5～13)

$$A + B + C + E + L \equiv B + F + G_2 + H + I + K$$

(3) 消費需給恒等式 (14～15; 14～15)

$$F \equiv (1; 14) + (1; 15) + (21; 14) + (21; 15)$$

(4) 蓄積資金恒等式 (16～19; 16～19)

$$G_1 + G_2 + I + H \equiv C + J$$

(5) 国外勘定恒等式 (21; 21)

$$(21; 1) + K + (21; 14) + (21; 15) \equiv (1; 21) + L + E$$

(1)～(5) 式の左辺と右辺をそれぞれ合計し、整理すると、

$$2[A + G_1 + (21; 1)] = 2[(1; 14) + (1; 15) + (1; 21)] + (1; 20) + J$$

$$\therefore J = 2[A + G_1 + (21; 1) - (1; 14) - (1; 15) - (1; 21)] - (1; 20) = (1; 20) \cdots (\text{証明完了})$$

つぎに、表4における財政・信用制度の資金の流れを追求しよう。經常取引における財政資金の流入源は、取引税、利潤控除、定額支払、ファンド料金、コルホーズ・協同組合所得税、社会保険控除、住民税など (9; 1, 9; 5, 9; 6, 9; 7) である⁵⁾。この合計「8; 9」は、財政制度勘定⁶⁾「10; 8」へ振替えられ、次の二つの経路を通じて支出される。その一つは、「5; 10」+「6; 10」+「7; 10」であって、各経済主体への財政支出、具体的には補助金、年金、奨学金、扶助金などからなる。もう一つの流れは、財政投資であって、それは「16; 10」, 「17; 10」, 「18; 10」に示される。そして残額「19; 8」は、財政—信用制度勘定に振込まれる。

信用システム⁷⁾の資金回転はつぎのようになる。財源としては、外国勘定 バランス残「12; 21」と各経済主体の資金残(財政余剰、住民・企業の銀行預金や国債応募、通貨増発など、C 欄全体)とである。その合計は、「11; 12」に振替えられ、さらに「13; 11」に移る。そこで「13; 15」, 「13; 6」, 「13; 7」と合流して、支出「5; 13」, 「6; 13」, 「7; 13」と「16; 13」, 「17; 13」, 「18; 13」へと向う。前者は短期信用であり、後者は長期信

5) 住民の国債応募は、政府負債であるから、資本取引となり「12; 18」で示される。

6) ここでは、国家財政、国家保険、社会保険、閣僚会議中央ファンドの四つを指す (B. Л. Исаев, 前掲書 c. 109)。

7) ゴスバンク、建設銀行、貯金局をさす (同上ページ)。

表5 国民経済勘定

							①	②										③			④						⑤	⑥							
							0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	t			
① 期 首 パ ラ ン ス							0	fP_0															kP_0												
② 国 民 経 済	社会的生産物と国民所得	生産第1次所得	場所	物	得	1																													
						2																													
	3																																		
	基本的国民経済過程	生産	部門別生産高	税	引	4																													
		消費	消費支出種類	別	5																														
		蓄積	固定・物質的流動	資金	割当	6																													
経済単位 の支出	生産的領域	民	域	領	7																														
					8																														
					9																														
10																																			
11																																			
12																																			
③ 経 済 機 関							13													● ● ●									●	●					
支 払 環	形 態	非 現 金	金	金	金	14													● ●																
						15													● ●																
④ 財 政 ・ 信 用	財政システム	財政	財政	シ	ス	テ	ム	機	関	入	出	16																							
												17																							
	18																																		
	信用システム	信用	信用	信用	シ	ス	テ	ム	機	関	泉	下	19																						
20																																			
21																																			
22																																			
23																																			
⑤ 対 外 関 係							24	Δ^1																											
⑥ 期 末 パ ラ ン ス							t	fP_t															kP_t												

備考: (1) D は減価償却, $fA_0(fA_t)$ は期首(期末)種類別固定・物質的流動ファンド存在量, $kA_0(kA_t)$ は期首(期末)の部門別金融負債, $kP_0(kP_t)$ 期首(期末)の信用源泉(各部門の金融資産)を表わす。
 (2) 勘定4の部門別生産高は企業卸売原価(取引税を含みぬ)による。
 (3) $\Delta \cdot \circ \cdot \times \cdot$ はそれぞれ生産物, 所得の分配及び再分配・中央集中化された資金割当及び信用供与に関する取引を表わす。 $\bullet$ は支払循環勘定の取引。 $\otimes$ は財政・信用システムの内部取引を表わす。

出所: Исаев, [表4の脚注に同じ], приложение VI.

注 (1) 盛田常夫「ソ連邦の〈総合物財・資金バランス〉について」『経済研究』Vol. 28, No. 2, April, 1977, p. 121 より再録。
 (2) この Δ 記号は引用者による。

「所得—商品」モデルの特徴と統計数値の適用

用である。

表4には、ストック部分の表示がない。これに対して、イサエフは別の表⁸⁾（支払取引行列——Матрица Платежного Оборота, МПО, 表5）を用意し、それを取入れている。表5はそれを示す。この表の構成は、サービスを非生産的としていること、対外関係を経常取引と資本取引に分離していないこと、資産・資本再評価勘定を設けていないことなどを除けば、表1の新SNAと同一の構造をもっている。

こうした行列表示方式に対し、原理的に異なる表示法を提示したのが、B. Д. ベリキングループの表である⁹⁾。

以下では、新SNAとベリキン表との比較を試みるため、新SNAをベリキン表に組換えてみよう。結果は表6、表7に示すとおりである。表6の北西コーナーは、表1の「3～12; 3～4」と「3～4; 3～12」に対応し、産業連関表を示す。この生産活動で発生した付加価値（および海外所得）は、受取主体別に北東コーナーに移される。さらに経済主体間の相互取引は、南東コーナーで捕捉され、最終支出は南西コーナーに現われる。この最終支出が北西コーナーの財・サービスの流れと対峙し、通貨と財との交換（実現）が達成される。この場合、受取・支出勘定（南東コーナー）に「経常（集合）勘定」や「資本（集合）勘定」が設置されているのは、表2の情報量だけでは、直接に各所得主体に分解しえない勘定が存在するからで、もし原資料にまで遡及できるならば、この両欄の設置は不必要で、各所得主体別に、経常・資本取引に分けて示せばよい。またストック部分の取引をベリキン表に組込むことも可能である。そのためには、表6の上下欄外に期首・期末の有形資産・金融資産勘定欄を起し、支出欄の左右欄外に期首・期末の負債と正味資産の勘定欄を起すことで、これらストックの在高を整合的・機能的に収納できる。また産業連関部分をU表とV表に分解すること、その他各項目を適宜細分化することにより、SNA表と同等の情報量を、ベリキン表に盛り込むことは、原理的に可能である。

一方取引行列形式をとる勘定表は、「行と列の合計の一致」の規則が貫徹しているが¹⁰⁾、この規則に拘束されるあまり、形式的な振替勘定項を起す必要が多発し、情報量が多量になり表項目が多数になるに従って、空欄が多くなる欠点をもっている。もちろんこの欠点に対しては縮約表と部分的拡大表の組合せで補うことができるが、全体から部分を切り取る仕方が、ベリキン表に比較して複雑であり¹¹⁾、全体像の視察においてもベリキン表の方が便利のように思われる。

では両者の原理的相違はどこにあるのだろうか。内容的には、サービス部門の取扱いの相違であり、（会計学的）表示原理では「正味資産の増加」の捕え方にある。

まず前者について考えよう。これは経済学における「生産」とは何か、それをどう捕えるのかにかかわる考え方の相違であるから、サービス部門活動の費用を、生産費とみなさ

8) 盛田常夫氏は、これを国民経済勘定表とよんでいる。この名称の方が表の性質にふさわしいように思う。

9) 114 ページの脚注参照。

10) ベリキン表では、収支所得主体別にこの規則があてはまるのみである。

11) ベリキン表では、表6にみるように四つの部分に分解することは容易であるのに対し、取引行列ではこうした分割は容易でない。

表6 新SNAのベリキン表への組換え(1)

[illegible]

表7 新 SNA のベリキン表への組換え（縮約表）(2)

			生	消	蓄	積	海外	受							取											
			(3)+(4)	(5)	(7)	(8)	(11)		非 金 融 法 人 企 業	金 融 機 関	一 般 政 府	家 計 (個 人 業 主 を 含 む)	海 外 (経 常) 勘 定	経 常 (集 合) 勘 定	資 本 (集 合) 勘 定											
生			5.....20	21.....27	51...55	56...63	74		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(ホ)	(ヘ)	(ト)											
産	商 品 (3) 活 動 (4)	5 ⋮ 20	$\begin{matrix} x_{ij} \\ ({}_4T_3, {}_3T_4) \end{matrix}$	$\begin{matrix} 210^* \\ ({}_3T_5 + {}_4T_5) \end{matrix}$	$\begin{matrix} 6 \\ ({}_3T_7) \end{matrix}$	$\begin{matrix} 41 \\ ({}_3T_8) \end{matrix}$	$\begin{matrix} 50 \\ ({}_3T_{11}) \end{matrix}$																			
(6) 所 得		28 ⋮ 31	$\begin{matrix} 255 \\ ({}_6T_3 + {}_6T_4) \end{matrix}$	$2({}_{11}T_5)$				→309	255(${}_6T_3 + {}_6T_4$)																	
11	海 外 経 常 取 引	74	$\begin{matrix} 52 \\ ({}_{11}T_3 + {}_{11}T_4) \end{matrix}$										$\begin{matrix} 54 \\ ({}_{11}T_3 + {}_{11}T_4 \\ + {}_{11}T_5) \end{matrix}$													
				↓ 309 ↑				↓ 309						$\begin{matrix} {}_8T_{10}=3 \\ ({}_9T_{10})'=44 \end{matrix}$												
支	非金融法人企業	A	/	$\begin{matrix} 212^* \\ ({}_5T_6 \\ + \\ {}_5T_{11}) \end{matrix}$	$\begin{matrix} 6 \\ ({}_7T_9) \end{matrix}$	$\begin{matrix} 41 \\ ({}_8T_9 \\ + \\ {}_8T_{10}) \end{matrix}$	$\begin{matrix} 50 \\ ({}_3T_{11}) \end{matrix}$		${}_6T_6$						$\begin{matrix} 58 \\ ({}_9T_{10}) \end{matrix}$											
	金 融 機 関	B																								
	一 般 政 府	C																								
	家計（個人業主を含む）	D																								
	海外（経常）勘定	E																								
出	経常（集合）勘定	F															59(${}_{10}T_9$)						17(${}_{12}T_9$)			
	資本（集合）勘定	G																								

*表6との誤差 1

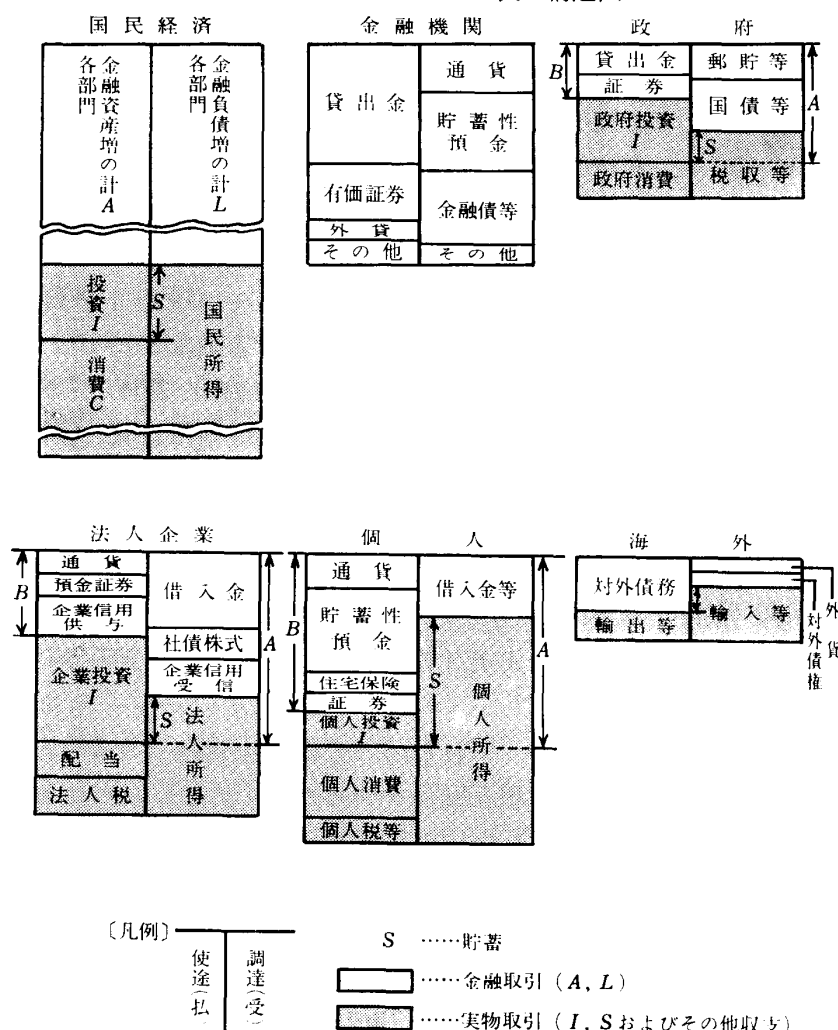
表 8 物的生産のみを生産活動とした場合のベリキン表

			生 産		消 費		
			商品	活動	家計	政府サ	有料サ
生			1	2	3	4	5
産	商 品	1		245	165	16+2	
	活 動	2	443				
付 加 価 値	雇 用 者 報 酬	3		126		24	2
	営 業 余 剰	4		55			
	固定資本減耗引当	5		18		1	
	間 接 税（純計）	6	14	15			
海 外 経 常 取 引		7	51		2	1	
支 出	非 金 融 法 人 企 業	A			167	44	1
	金 融 機 関	B					
	一 般 政 府	C					
	家 計	D					
	海 外 経 常 取 引	E					

ないで、消費とみる立場から新 SNA をベリキン表に組換えることは十分可能である。いま、マルクス経済学の伝統に従って、生産とは財貨の生産に限る（サービスを含めない）と考えて、表 2 をベリキン表に組換えれば、表 6、表 7 のような表示になる¹²⁾。表 8 を表 6 と比較しながら、組換え方法を説明しよう。まず表 8 において「生産」を「商品」と「活動」に分離したのは、さし当りの議論とは無関係で、ベリキン表でもこのことが可能であることの例示として行なったにすぎない。問題は、表 6 の 17 列から 27 列に至る表示の取扱いである。表 6 の「生産」セクターの「政府」・「非営利」の列と「消費」セクターにおける、この両者の列をそれぞれ重ね合わせ、同表の 2 行目の「42」と 3 行目の「1」、「1」を消去することによって、この組換えは完成する。何故か。まず表 6 の「42」は政府サービスの純産出高であり、それを生産するのに「16 の財貨」、「24 の賃金」、「1 の減価償却」、「1 の海外輸入」の投入を必要とした。政府はこの「サービス価値 42」を自らの資金で買取った（そして結局は住民へのサービスに無料で放出される）のであるから、表 8 の支出セクターの「一般政府」に一旦「42」が記入される。さらに政府は、サービス生産のために費消した財貨「16」の他に、純粹に消費行為として「2」だけ財貨を費消したのだから、表 8 の「1; 4」に「2」が加えられ、同時に政府支出金も「44」に変えられる。こうして、表 8 の消費セクターを縦によむと、次のようになる。家計は、財貨「165」と直接輸入消費財「2」を購入し、「167」を支払った。政府は、そのサービス活動を行なうのに、財貨

12) ここでは、サービス活動は国民所得を生産する活動なのか、という古くからあるマルクス経済学における論争には立入らない。ただベリキンも言っているように、社会会計や計画経済でサービス部門の活動を全く無視してしまうことは不可能であり、ベリキン方式では、この問題を不即不離の形で巧妙に処理しているといえる。つまり、伝統的な国民所得概念に立脚しながら、サービス生産高をつけ加えたければ、直ちにそれが可能になる形式をとっている。

図1 マネーフロー表の構造図



出所：宮沢健一『日本の経済循環』（春秋社）1974年、223ページ

「16」、賃金「24」、減価償却「1」、海外からの直接輸入「12」を必要とし、他にサービス活動とは無関係に財貨「2」を費消した。この費用合計「44」は、政府支出「44」で賄かかった。有料サービスセクターは、その活動に人件費「2」だけを必要とし、その費用は、自身の支出「1」（表8では非金融法人企業のところに仮に入れてある）と、家計の支出「1」で回収した。こうして、財・サービス活動に伴う費用の回収は、支出主体の消費行為により回収されるのである。

つぎに「正味資産増」の捕え方の相違を検討しよう。ペリキン表（表6）において、「受取りセクター」（第1象限）と「再分配セクター」（第4象限）を通して縦に読むと、図1の右側（貸方＝受取り側）を読むことになり、「支出セクター」と「再分配セクター」を横に通して読むと、図1の左側（借方＝支払側）を読むことになる。表6のゴチック数字は、資本取引（金融取引）であり、その他の数字は経常取引（実物取引）である。したがって図1に表示される貯蓄（S）に対応する概念は、経常取引部分の収入から、経常支出（配当、税金、消費など、所有権の移転を伴う支払全体）を差し引いた残差として、陰伏的に表示されているのである。これに対し投資額は表6においては資本取引まで含めた総額

での収支バランス残として捕捉される。したがって、所得主体別の貯蓄額と投資額は通常は一致しない。この両者が必ず一致するのは、国民経済全体としてそれぞれを総計した場合のみである（図1を参照）。

以上に対して、新 SNA 表1の「10; 6」=27は、各所得主体の貯蓄額 (S) を直接捕えたものである。というのは、6行目の合計は経常収入総額であり、経常支出は6列目に縦に並び、「6; 6」は主体間の内部取引（配当、法人税など）、消費は「5; 6」、国外への支払いは「11; 6」で、結局収支バランス項目として「10; 6」=27を記入しているからである。この「10; 6」は経常収入のうち、経常支出されざる部分つまり正味資産（自己資本）の増加＝貯蓄額 (S) であり、その上にさらに資本取引（借入金など）「10; 9」を積み上げて、図1の A 対応概念をつくり、ついで左側（借方＝債権側）項目として資本取引の B 対応概念（図1参照）を対置させることにより、各所得主体の粗投資（減価償却込み）¹³⁾を捕えているのである。

II. ベリキン表への統計数字のあてはめ

前節では、ベリキン表を、新 SNA 等の取引行列表と比較し、その特徴を指摘した。本節では、このベリキン表へ、ソ連の公式統計数値を適用することを試みる。今度の試みは先行論文¹⁾を次の点で改良した。

1. 国家財政の総額との一致を計り、財政数値との関連を追跡できるようにした。
2. 社会保険・社会保障関係費目の相互関係を明らかにした。
3. 経済主体として銀行（金融機関）と国外勘定を追加した。
4. 公表統計から直接記入可能な数値と、推定により誘導される数値との区別を明示した。
5. ストック勘定を表に組入れた。
6. 経常取引と、資本・資産取引とを区別した。

さて、今回利用したベリキン表の枠組みは、表9に示したとおりである。この表には1975年の実際数字が記入されている。1～2列の数値は、副業経営所得を除いてすべて公表値に依拠している。社会保険控除金「13; 9」には、コルホーズもその払込みに参加しているので²⁾、表9の表現もそのようになっている。減価償却額については、その点必ずしもはっきりしないが、やはり同じ表現形式をとった。副業（農業）個人経営についても、コルホーズ員だけでなく、労働者、勤務員（ソフホーズを含む）もそれを行なっているので、同様の表現となっている。副業経営所得を、残差としたのは、この程度の大きさをもつ純生産高項目が他に見当らないからである³⁾。

「1; 14」の「損失」の項は、「輸出－輸入＋損失＝生産国民所得－利用国民所得」＝「損

13) 図1の投資概念は、純投資である。

1) 107 ページ脚注論文。

2) 図2参照。

3) 野村良樹氏は、1970年について、労働者世帯の個人副業所得を52億ルーブル、コルホーズ員世帯の同所得を116億ルーブル、計168億ルーブルと推定している。また、サルキジャンは、労働者世帯のこの種の所得を90億ルーブルと推定しているから、野村推計では、合計206億ルーブルになる。（私の方式では、1970年のそれは221億ルーブルである。（野村良樹「ソ連経済循環図式試論」『経済研究』Vol. 29, No. 3, July 1978, pp. 204-205）。

(1975年の実際値、単位 10億ルーブル)

	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	
0	物的生産部門	国営・協同組合	コ ル ホ ー ズ	住 民	有 料 サ ー ビ ス 部	政 府 部 門	消 費	粗 蓄 積					利 用 損 失	輸 出	収 入 勘 定					合 計 （受取）	期 首 固 定 フ ォ ン ド	期 首 流 動 フ ォ ン ド	期 首 労 働 人 口	期 首 現 金 預 金 残 高	G N P				
								固 定 フ ォ ン ド			物 的 流 動 手 段 増				取 替 補 填	基 本 修 理	家 計	企 業	国 家 財 政							銀 行	国 外		
								純 増 加	生 産 的	非 的 生 産																			
											生 産 的	非 的 生 産																家 計	企 業
1	物的生産部門	455.8	231.8	34.8	(266.6)	38.8	22.4	28.9	21.0	34.6	(14.6)	362.4	3.1	24.0															
2	減 価 償 却	49.9																	21.0		28.9		49.9						
3	賃（労働者勤務員）	140.8				38.0													178.8				178.8						
4	金（コルホーズ員）	16.7																	16.7				16.7						
5	利（国営企業）	98.1				4.7													102.8				102.8						
6	協同組合	1.7																	1.7				1.7						
7	潤（コルホーズ）	5.6																	5.6				5.6						
8	取 引 税	66.6																		66.6			66.6						
9	社 会 保 険	11.3																			11.3		11.3						
10	副 業 経 営 所 得	22.0																	22.0				22.0						
11	輸（国内価格建て）	26.7																				26.7	26.7						
12	入（国外価格建て）																												
13	総生産高(国内)	862.6			309.3				111.1		34.6								(217.5)	(131.1)	(77.9)	(28.9)	(26.7)	(482.1)					
14	うち生産国民所得	362.8																											
15	総供給(輸入込み)	889.8																											
16	支 出 家 計				$\beta=219.9$			1.7											$a_2 \cdot 2$	$\frac{セ18.4}{サ[0.6]}$ 時 [12.1]		$H_z 257.9$	A_h^*	S_h^*	M_h^*				
17	出 企 業				$E_e=18.8$			17.8 $=10.4$		13.3 $=6.7$								$C_2 \cdot 8.6$	$X_{18}^{18.7}$ $\frac{989.7}{21.5}$ $X_{18.4}$	$\delta \cdot 0$	$B_2 165.2$	A_g^*	S_g^d	M_g^*					
18	勤 国 家 財 政				$E_l=67.5$			81.1		$X_2 14.6$			3.1					$C_l 27.2$	$\alpha_1 13.5$	$X_2 7.5$ $X_{14}[4.3]$	$Q_2 218.8$	A_g^*	S_g^*	M_g^*					
19	定 銀 行				$r=3.1$													$C_r[4.7]$ 長[± 0.1]	$\frac{\text{長}[18.3]}{\text{率}[0.7]}$ $\frac{111.4}{28.9}$	$X_2 0.7$ $X_{28.9}$	$D_s 52.7$	A_b^*	S_b^*	M_b^*					
20	国 外													24.0						$e[2.7]$		26.7							
21	合 計（支 出）				309.3			111.0		34.6				24.0(482.0)				$H_7 257.9$	$B_7 165.2$	$G_7 218.8$	$D_7 52.8$	26.7							
22	期末固定ファンド																	A_h^*	A_e^*	A_g^*	A_b^*								
23	期末流動ファンド																	S_h^*	A_e^*	S_g^*	S_b^*								
24	期末労働人口				L^1													M_h^*	M_e^*	M_g^*	M_b^*								
25	期末現金預金残高																												

図2 ソ連邦国家財政収入分類表

大分類 (разделы) (支払の種類別) 分類番号は 60 (実 際利用項は 31)	中分類 (параграфы) 支払者および収入源 泉別 (数字は各分類 中の分番号)	下位分類 (статьи) 鉱工業部門および市 民の支払グループ別 (数字は各分類中の 分番号)
1. 取引税	→(1~31) 支払い当事者たる省・庁	→(1~17) 鉱工業部門
2. 利潤からの納入	→(1~199) 支払い当事者たる省・庁	→(1~20) 産業部門
3. コルホーズ・ 協同組合社会化機関の所得税	→(1~2) コルホーズ・協同組合と独立採算制の社会化機関	
4. 住民税	→(1~3) 税金の種類	→市民グループ・税金の支払者
7. 国家社会保険資金		
8. 関 税		
9. 財政支出補填 ¹⁾		
10. 林業収入		
12. 手数料各種非税収入	→(1~54) 収入・納入・支払形態別	
13. 固 定・流動ファンド支払料	→(1~20) 産業部門	
17. 利潤残の収納	→(1~20) 産業部門	
18. 定額支払	→(1~20) 産業部門	
19. 卸売価格変更に伴う収入		
20. 小売価格変更に伴う収入	→(1~5) 製品別	
27. 地質探査費収入	→(1~3) 地質探査作業費目別	→支払者たる省
31. 宝くじ収入		
33. 国債収入		
41, 43, 59, 60, その他		

出所：В. А. Евдокимов: *Контроль за исполнением государственного бюджета СССР*, 《Финансы》, М. 1974, стр. 12-13.

1) “Возмещение расходов бюджета” の訳。察するに、財政赤字の際の「繰入れ補填」のことではないだろうか。

失その他⁴⁾

「1~12; 17~22」は、発生した第一次所得を所得主体別に整理したもので、この合計値 482.1=「15; 22」は、当然のことながら「2~12; 1~6」に記入された数値の合計、および「1; 6」+「1; 7~11」+「1; 14~15」+「3; 4~5」+「5; 4~5」に等しい。また、「利用国民所得」は、消費「1; 6」と粗蓄積「1; 7~11」の合計から、減価償却「2; 1~2」を差引いたものに等しい。

ここまでで、作業作表の第1段階が終る。以下、所得再分配過程を経て、最終支出に至る過程を、必ずしも十分でない公表数値を利用しながら、表9の空欄をできる限り整合的に充足する作業に取掛る。

まず所得再分配過程で主導的役割を占める国家財政の収支面の検討を行なう。そのために、付表 I¹, I² において最近20年間の国家財政収支を示し、付図1で財政制度を表示した。また、財政統計が示す数値の充足域を知るために、図2, 図3を用意した。みられるように、国家財政統計として我々の知ることのできる領域は、付図1の「連邦国家財政」=「連邦財政」+「加盟共和国財政」+「国家社会保険財政」であり⁵⁾、収支項目分類に関して

4) この項の数値は「損失その他」として、公表統計に発表される。1975年の場合、24.0-26.7+3.1=0.4。

5) 各加盟共和国財政の主要項目は各共和国別に作成される『（共和国）国民経済統計年報』で知ることができる。

は、両者とも最も大きな分類項の限られた部分にすぎない。たとえば、収入分類では、(1)取引税、(2)利潤からの納入、(3)コルホーズ・協同組合・社会化機関からの所得税、(4)住民税、(7)国家社会保険資金、(13)固定・流動ファンド支払料（ファンド料金）、(17)利潤残の収納、(18)定額支払、(33)国債収入などの数値を知ることができるが、(8)関税、(9)財政支出補填、(10)林業収入、(12)手数料収入、(19)卸売価格変更に伴う収入、(20)小売価格変更に伴う収入、(31)宝くじ収入などを知ることができず、また一連番号のうち、欠落番号は、当該項がすでに存在していないことを意味するのか否か明らかでない。この大枠分類で捕捉される金額合計は、全財政収入の約8割から、8割5である。この捕捉不可能な財源比率（付表 I¹ の8行目および11行目）は、1966年を底として（この年には85%までが捕捉される）、上昇傾向に転じている（10年間に約10%）。さらに、利用国民所得中に占める国家財政収入比率（付表 I¹ 0行目）が、1967年頃から同じく年約1%の割合で10年間に10%の上昇（53%から63.7%へ）をみせている。この両者の動きはかなり整合的であるから、国民所得に対する国家財政比率を高めている大きな要因の一つが、この分類不明項目であることは間違いない。この項目は、図2において、社会主義経営からの収入のうち表示されざるものであり、それを図2から拾いあげると「関税」、「林業収入」、「手数料・各種（非税）収入」、「価格変更に伴う収入」（卸・小売）、「地質探査費収入」などである。このうち増大可能性の高いのは、「関税」、「価格変更収入」⁶⁾「地質探査費収入」である。70年代の外国貿易の伸び率、とくに関税に係る輸入の伸びが異常に高いことを考えると、この比率引上げに一定の影響を与えているかもしれない⁷⁾。

その他、財政収入項目における主要な動きをみると、「取引税」収入が1950年頃の56%程度から一貫して低下をつづけ、最近では、ここ10年間程、約30%の比率で安定している。利潤からの収入については、50年代末の20%程度から60年代に入って上昇を続け、1968年の36.7%をピークとして、最近では30%程度に落ち着いている。「国家社会保険」収入は、殆んど一貫して5%前後であり、同じく住民税は7~8%で安定的である。

いずれにせよ、表9の国家財政収入総額を、公表値に一致させる妥当な推計作業を行わなければならない。付表 I¹ の財政収入をみると、(A)「社会主義経営からの収入」総額と、その内訳項目合計とでは、その間に金額にして約40（10億ルーブリ、1975年、以下同じ）、比率にして収入全体の約20%程度の開きがある。これを何で埋めるかが問題である。そこで、貿易純輸入分（2.7—1975年）と、減価償却のうち取替補填分として銀行に払込んだ部分（28.9）をその一部に充当することとする⁸⁾。もちろん年によって純輸出で

6) 農産物の買付価格の引上げは、1965年3月の党中央委総会でその方針が打出され、また最近の小売価格改訂は、1977年1月と、78年3月（および1979年）である。両者とも、値上げと、値下げが錯走して行なわれ、総合で国家財政収入にとって、どの程度のプラスか不明である。しかし価格改訂のあった77、78両年の捕捉不能金額比率（付表1の8行目）は、低下もしくは横這いであるから、価格改訂が比率上昇に貢献したとは一概にいい難いのである。価格改訂については拙稿「社会主義経済における物価論ノート」『窓』（ナウカ）1978年 No. 6, pp. 12-15 を参照されたい。

7) 輸入統計との関係を年度別に検討してみると両者の関係は必ずしも明らかではない。

8) このやり方は、前述の推論に、減価償却を追加するものである。減価償却について、こうした処理の妥当性を裏づけるものとして、一つは共和国財政収入項目にこの項目が存在すること、したがって図2でいえば第12項の「手数料・各種（非税）収入」項がこれに該当すると考えうること、その他減価償却に関する統計辞典（文献〔5〕）の該当箇所の説明などである。また、純輸入分が、予算

「所得—商品」モデルの特徴と統計数値の適用

あれば、この逆の手続きとなる。また減価償却資金は、通常取替補填部分と、基本修理部分の二つに分かれ、前者は銀行に払込まれ、後者は企業の管理下におかれる（もちろん当該企業の当該銀行口座に積立てられることは云うまでもない）⁹⁾、取替投資は、いずれ国家投資の原資となるのであるから、国家予算収入とすることは妥当であろう。以上の両方で差額を埋めた後、なお残る部分を $X_1=18.4$ として、国家財政収入側に位置づける（「17; 19」）。同様に、 $X_2=0.7$ を、収入総額と各項目合計との差額（付表 I¹ の 11 項）として、銀行からの受取りの欄（「19; 19」）に記入する¹⁰⁾。

既述の「損失」部分は、調整項目として最終支出コーナーの国家財政支出に位置づけ「18; 14」, 「輸出」は国外勘定の支出欄「20; 15」に, 「輸入」は同勘定の受取り「11; 21」に記入する。その他、国家財政収入として表示されている各項「住民税」, 「国債収入」, 「利潤からの控除金」, 「協同組合・コルホーズ企業からの所得税」などを記入すると、その総額（218.8）は、公表値と一致することになる。

ついで、国家予算支出面を検討する。支出費目は、図 3 にみるような構成をもっている。付表 I² の統計数値によると、主要な予算使途別分類（グループ分類）において、各項の総計は、総支出の 96~97% を充足している。約 3% の残差項目は、図 3 によれば、「予備fond・有事支出fond」「下位財政への支出金」¹¹⁾「銀行勘定」「その他」などである。この 3% (=7.5) の残差を X_3 とおき、その内容を特定化しないまま、財政から銀行への支払い取引と仮定し、該当箇所「18; 20」に記入する。また、「総収入—総支出」で示される財政余剰（付表 I² の 13）を $X_4=4.3$ とし、銀行への政府預金とする（「18; 20」に記入）。

図 3 におけるように、「国民経済費」は、省庁別、産業別に分配されるのであるが、下位分類（статья）における使途別支出対象（24 項~53 項）はつぎのようである¹²⁾。

No.	国民経済に対する予算支出項目	% (1974 年)
24	独立採算機関・企業の中央基準投資 ¹³⁾	32.84
25	同上 非集中投資	1.35
27	企画・建設標準見積書、産業部門発展見積書、都市、新興小都市（поселк）設計案等の作成費	0.13
28	【企業の】自己流動手段標準在高の増加	1.49
29	自己流動手段標準額を越える不足分に対する支払い	1.91
30	国庫補助金	0.80

収入にまわるとの解釈は一見奇妙であるがこれは対外債務の導入を見返りとした、ゴスバンクよりの借入金と考えればよい。この数値は表 9 では「ε: 20; 19」に記入される。こうした扱いをしないと、モノとカネとはバランスしない。

9) 文献〔2〕стр. 86 および文献〔5〕стр. 13。

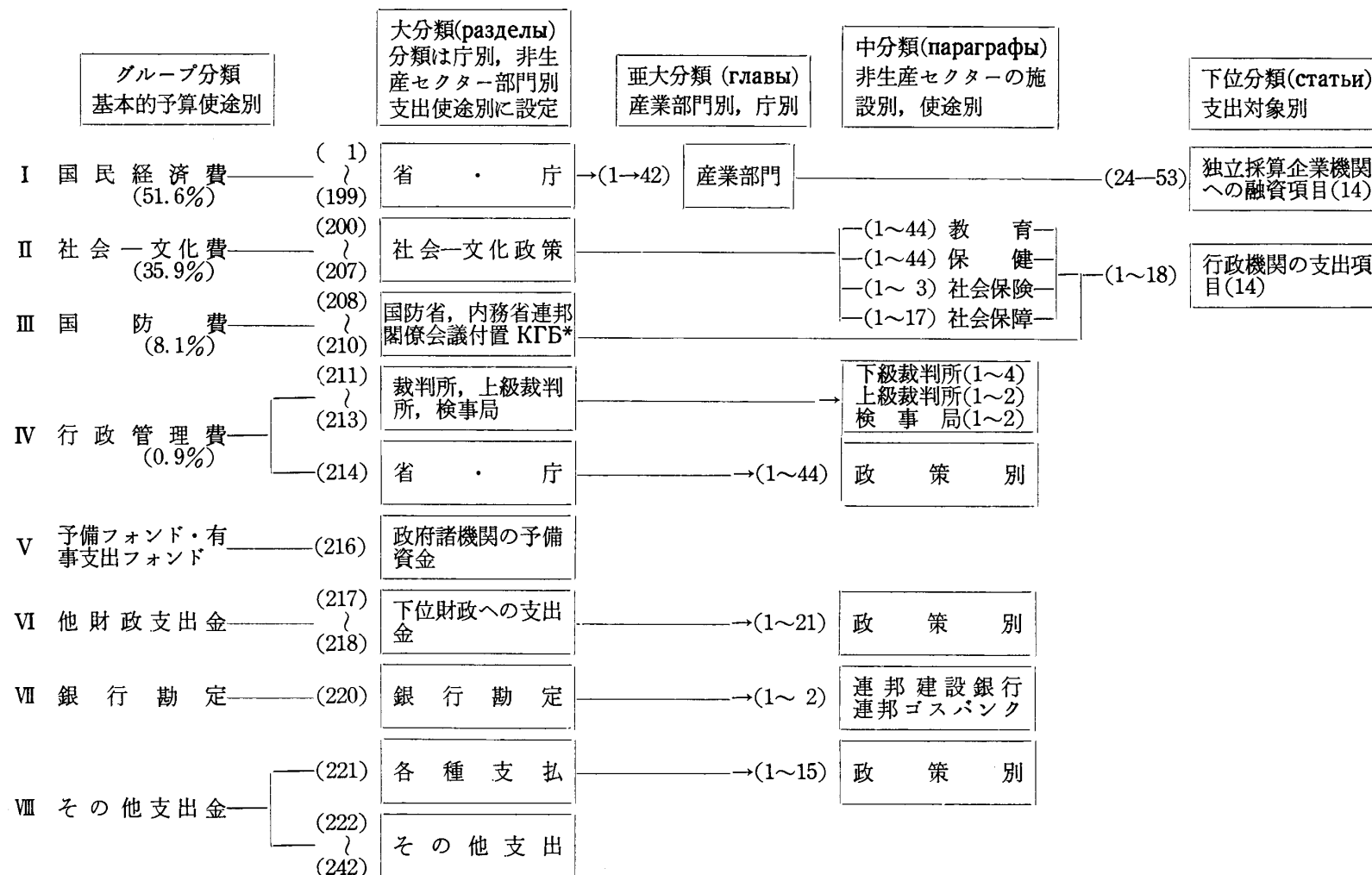
10) この部分（ X_2 ）を図 2 から推定すると、「手数料」収入の一部および「宝くじ収入」「その他」となる。

11) 下位財政には、「国民経済費」や「社会文化費」を通じて流れると考えるべきで、統計によれば、連邦予算と、加盟共和国予算の支出比率は、大体半々で安定している。財政体系については付図 1 を参照されたい。

12) 文献〔3〕стр. 141。

13) 中央基準投資の財源は、国家予算支出の他、企業の自己資金と銀行の長期信用がある。

図3 ソ連邦国家財政支出分類表



出所：:B. A. Евдокимов; там же. стр. 14, 120.

(注) %は1975年の支出比率，比率合計は96.5%となる。

*КГБ: Комитет Государственной Безопасности при Совет Министров (関係会議付属国家保安委員会) の略。

31	業務遂行費 (Операционные расходы) ¹⁴⁾	9.34
32	その他の支出	50.30
33	役畜, 肉畜肥育費, ゴスパンク借入金返済費	0.11
34	プレミアム追加分	0.004
36	プレミアムへの支出	0.14
42	基本修理	2.05
53	住宅公共経営企業・機関の計画欠損補填	0.08
合計		100.0

以上の項目を, われわれの作表作業と関連づけると, 25, 28, 29, 30, 33~53 の各項は, 再分配過程で, 国家予算から企業に支出される費目であり, 24, 27, 31 などは, 一般政府自身の活動で, ベリキン表の最終支出面における項目である。このうち, 第 24 項「中央基準投資」と第 31 項「業務遂行費」などは, 政府投資に含まれる費目であろうが, 付表 I² によると, 「国民経済費」が全支出中の 50% を占めており, そのうちの約 40% をこれらの費目が占めるとすると, その大きさは, 国家予算総支出の約 20%, 金額にして約 40 (10 億ルーブリ) となる。ところが, 公式統計の国家中央基準投資額は 76.5 であり, 上記金額に銀行からの長期信用 (約 11) を加えても, 国家投資金額にはほど遠い。その上「国民経済費」の第 32 項にみるように, 「その他の支出」¹⁵⁾ が全体の 50% を占めている上, 上述のような費目分類比率が毎年発表されているわけでもない¹⁶⁾, 「国民経済費」から国家財政支出問題に接近することは不可能である。

そこで, 「社会・文化・科学費」からの接近を試みよう。まず図 3 の当該項目の下位分類「行政機関への支出項目」(1~18 項) をみるとつぎのようになる¹⁷⁾。

(1) 賃金, (2) 賃金加算, (3) 事務費 (通信費, 参考図書費, 経営費¹⁸⁾, 光熱費, 交通整理・利用費など), (5) 出張旅費, (5) 学生の生産実習費, 科学—研究費, 図書館の図書購入費¹⁹⁾, (8) 奨学金, (9) 医療・身体障害者施設, 子供の家その他施設における給食費, (10) 医薬品支給費, (11) 設備・什器類購入費, (13) 日常サービス機関・地方工業の自己資金や保険支払などによる分散投資。この中には, 都市の生活関連共益費も含まれる。(14) 特殊作業用繊維製品, 靴, 製服などの支給, (15) 行政施設, 農・医・獣医施設の建設費, 道路・橋梁作業費, 新住宅の設備費など, (16) 建築物・構造物の大修理費, (18) その他。

このような分類の他に, 図 3 の中分類にみるような, 教育, 保健, 社会保険, 社会保障という「非生産セクターの施設別・用途別分類」に該当するものもある。そのうち, (200)「教育 (просвещение)」では, つぎのように用途別分類が行なわれる。1) 普通教

14) 複数の産業部門にまたがる共通費で発明費用, 有用地下資源産地探索費, 森林調査費, 土地改良費, 交通路維持費, その他 (文献 [3] стр. 141)。

15) この内訳は, 国民経済関係の資材予備, 外国貿易費, 賃金改訂費, 畜産物その他工業用農業原料価格差調整金, 未完成建築遅延費など。

16) 本文の比率は, たまたま В. А. エブドキモフの書物 (文献 [3]) で 1974 年について知らされているにすぎない。

17) 文献 [3] стр. 168-175。

18) 事務所借用料, 暖房料 (燃料の配達, 薪割り, 積上げ作業費を含む), 街路, 広場等照明料, 医療・科学施設等の水道光熱費など。

19) 6, 7 項および 12 項, 17 項は欠落, 理由不明。

育, 幼児教育, 成人教育 (§ 1~14), 2) 文化—啓業活動 (§ 15~19), 3) 要員養成 (§ 20~31), 4) 科学 (§ 32~34), 5) 印刷 (§ 35), 6) 芸術, テレビ, 放送 (§ 36~40)。

ついで (203)「保健」のところでは, 1) 治療—予防施設 (§ 1~13), 2) サナトリウム—予防施設と治療 (§ 14~17), 3) その他の施設と治療 (§ 20~22) に分けられる²⁰⁾。

社会保険, 社会保障関係費に統計数値をあてはめよう, 『国民経済統計年報』に掲載されているこの関係の統計表は, 少なくとも本論文末尾に付表として掲げたつぎの5種類が存在する。I.「国家財政収支表」II.「連邦国家予算による社会・文化, 科学政策費」(Расходы на социально-культурные мероприятия и науку по государственному бюджету СССР), III.「国家社会保険財政支出」(Расходы по бюджету государственного социального страхования), IV.「国家予算およびその他財源からの社会・文化, 科学政策費」(Расходы на социально-культурные мероприятия и науку из государственного бюджета и других источников), V.「社会的消費のフォンドからの支出」(Выплаты и льготы, полученные населением из общественных фондов потребления)。以上のうち, I~IV は, 『統計集』の「財政・信用」統計の箇所にもとめて掲載され, V だけは, 「住民福祉の向上」統計の中におかれている。

また, 社会保険・保障関係経費の支出項目について, 図4を参考にして, これを上記の統計データに結合することを試みると, 年金, 一時的労働能力喪失者扶助など細分類の一番上に位置する5項目(Aグループ)は, 付表IIIの「国家社会保険財政支出」の各項目につぎのように対応すると思われる。 $III_2^{21)} = A_1$, $III_3 = A_2 + A_3$, $III_4 + III_5 = A_4$, $III_5 = A_5$ 。

したがって, この図の(B)グループの財源としてえがかれている「国家財政」は, 国家予算支出項目中の「社会保障費」に対応するものと推定される。コルホーズでは, 「社会保障中央フォンド」と「社会保険中央フォンド」の両者が関係フォンドとして存在し, 主として(A)グループの支出相当額をこの両者で受持っている。(B)グループ(国家社会保障費)は, コルホーズ員であると否とを問わずその恩典を受けられる全国民向けの保障費である。社会保障費と社会保険費²²⁾の使い分けは, 文献の上で必ずしも明瞭でなく, 錯走しているが, 大筋では, 前者は国家予算を財源とし(一部社会保険の負担分もある), 直接国家の施策として支出するものであるが, 社会保険会計の方は, 企業・機関の対賃金フォンド比率による利潤からの払込み金を財源とし, 労働組合の自主管理にまかされているもので, 統計上は, 国家予算の一項目として処理されている。国家社会保険予算支出の約70%は, 上記の年金支給に充当される²³⁾。

さて, 福祉関係最終支出の大きさを, 付表I~Vを用いて, 再編成すると, 表10がえ

20) 文献〔3〕стр. 185 以下。

21) III_2 は「付表 III 2 行目」を意味する。以下同じ。

22) この他に「国家保険制度」があるが, これが西側の保険制度に対応するもので, 任意の掛金により, 身体, 財産, 自動車などに関する不慮の災害を集団で保証するものである。

23) この年金には, 老令年金, 扶養者の喪失に伴う年金, 労働不能(災害による)と幼児期からの疾病年金, 科学従事者年金, 年功(за выслугу лет)年金などがある。図4のAグループのうち, この年金支出は, 国定基準によるが, その他の項目の配分割合は, 労働組合中央評議会(ВЦСПС)が決定する(文献〔4〕стр. 310)。

表10 福祉関係最終利用とその財源

				1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	
科 学	国・財 そ の 他	II ₃	1	2.3	2.7	-	-	-	4.3	4.6	5.1	5.5	-	6.4	6.9	7.3	7.5	7.9	7.9	8.2	8.8		
		IV ₃ -II ₃	2	1.0	1.1	-	-	-	2.6	2.9	3.2	3.5	-	5.3	6.1	15.0	16.4	17.7	9.5	9.8	10.1	10.5	
		IV ₃	3	3.3	3.8	-	-	-	6.9	7.5	8.2	9.0	10.0	11.7	13.0	22.3	23.9	25.6	17.4	17.7	18.3	19.3	
教 育	国・財 そ の 他	II ₃ ⇒V ₄ ²⁾	4	8.0	-	-	-	-	13.2	14.1	15.0	16.3	-	18.3	19.4	20.6	22.3	23.7	24.9	25.9	26.9	28.1	
		IV ₂ -II ₃	5	4.6	-	-	-	-	8.7	3.4	4.3	4.7	-	5.2	5.1	5.8	5.6	6.3	6.1	6.3	6.7	7.0	
			6	12.6	14.1	15.5	17.0	18.8	21.9	17.5	19.3	21.0	22.7	23.5	24.5	26.4	27.9	30.0	31.0	32.2	33.6	35.1	
保 健・ 体 育	国・財 そ の 他	I ₂ =II ₃ ³⁾	7	4.8	5.0	4.9	5.3	-	6.7	7.1	7.5	8.1	-	9.3	9.6	10.0	10.5	11.0	11.5	11.9	12.5	13.5	
		IV ₄ -(7)	8	1.1	1.1	1.3	1.3	-	1.7	1.3	1.8	2.1	-	2.5	2.9	3.0	2.8	2.7	3.1	3.3	3.6	3.8	
			9	5.9	6.1	6.2	6.6	7.2	8.4	8.4	9.3	10.2	11.0	11.8	12.5	13.0	13.3	13.7	14.6	15.2	16.1	17.3	
住宅経常補助			V ₉	10	-	-	-	-	-	2.3	2.5*	2.7*	3.0*	3.2*	3.4	3.7*	4.1*	4.4*	4.7*	4.9	5.2	5.6	6.0
社 会 保 険・ 社 会 保 障	温泉・サナトリウム 児童施設・ピオネール そ の 他 年 社・保 金 そ の 他 扶 社・保 ⁵⁾ 助 金 (21)-(19) 奨 学 金 ⁶⁾	III ₄ ⁴⁾	11	0.3	0.2	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5	0.6	0.6	0.6	0.7	0.8	0.8	0.9	0.9	1.0	
		III ₅ ⁴⁾	12	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	
		III ₆ ⁴⁾	13	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	
		III ₂	14	4.9	5.5	6.0	6.5	7.0	7.4	8.2	8.8	9.6	10.4	11.7	12.8	13.8	14.7	15.8	17.8	18.9	20.1	21.6	
		(18)-(16)	15	2.3	-	-	2.4	2.5	3.2	3.6	3.8	4.4	4.6	4.5	5.2	6.0	6.1	6.3	6.6	6.8	7.0	7.3	
		IV ₆ =V ₆	16	7.2	-	-	8.9	9.5	10.6	11.8	12.6	14.0	15.0	16.2	18.0	19.8	20.8	22.1	24.4	25.7	27.1	28.9	
		III ₃	17	1.8	2.1	2.3	2.2	2.2	2.6	2.7	3.0	3.5	4.1	4.6	4.6	4.9	5.3	5.7	7.2	7.8	8.0	8.2	
		(21)-(19)	18	-	-	-	-	-	0.9	1.0*	1.1*	1.2*	1.2	1.5	1.7	1.6	1.7	1.6	2.0	2.1	2.0	2.0	
		V ₈	19	-	-	-	-	-	3.5	3.7*	4.1*	4.7*	5.3	6.1	6.3	6.5	7.0	7.3	9.2	9.9	10.0	10.2	
		V ₁₁	20	-	-	-	-	-	0.9	1.0*	1.1*	1.2*	1.3	1.3	1.4	1.5	1.9	2.1	2.2	2.2	2.3	2.4	
社会的消費フォン ⁷⁾			V ₁	21	27.3	-	31.9	34.3	36.7	41.9	45.5	49.4	55.3	59.6	63.9	68.6	73.0	78.0	83.0	90.1	95.0	99.8	105.5

出所：付表 I~V より合成。

凡例：II₃ とは附表 II 8 行を意味する（以下同様）。

注 1) この中には、経常費だけでなく、建設関係費（投資勘定）が入っていることに注意されたい。この部分の分離は、附表 II で、一部の年について行なわれている。

2) II₃ と V₄ とは殆んど一致するが、どの年度で比較しても、常に V₄ の方がごくわずか（コンマ以下つまり数億ルーブルの程度）で大きい。この差が何を意味するのが不明である。

3) I₂=II₃ と V₈ との間には、1.4~0.2 程度の差があるが、統計誤差なのか、有意なものか不明である。

4) 次の式が確認される。附表 V₈-(V₇+V₈)=III₄+III₅+III₆。

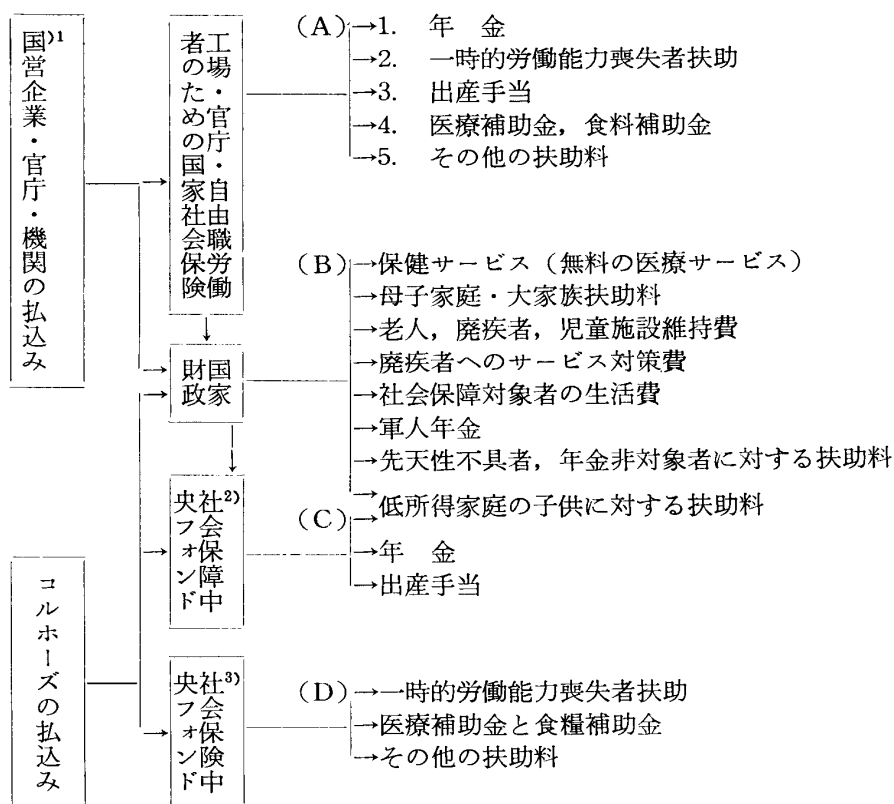
5) この内容は、主として「一時的労働能力の喪失」と「出産扶助料」である。（拙著『ソ連の経済統計』（アジア経済研究所）pp. 214-215 を参照）。

6) これは教育支出の中に入っているもので、二重計算しないよう注意する必要がある。

7) 附表 V₁ として発表される社会的消費フォンとは、本表の次の項を合計したものである。すなわち(4), (7), (10), (11), (12), (13), (16), (19), さらにこの他、賃金統計から計算可能な「有給休暇給与」を加える。（消費フォンについてに Л. Козинец, В. Корнев, О группировках общественных фондов потребления, 《Вестник статистики》, 1977, No. 2 を参照されたい）。

8) * は直接資料がえられないため発表年の数値を比例配分した。

図4 社会保険・保障の支出項目



M. S. Lantsev. *The Economic Aspects of Social Security in the USSR*, 1979, p. 31.

注 1) 賃金フォンドの 4.4~9.0%の比率で企業利潤から払込まれる。

2) (コルホーズ粗収入の 5%)+(40%以上の収益率をあげているコルホーズ連合の粗収入の 3%)+(コルホーズ員所得の 5%)

3) 賃金フォンドの 2.4%

られる。このうち、科学、教育、保健・体育の数値には、若干の投資が含まれているが、比率にしてそれは4~7%程度であり、かつそれを分離するためのデータが殆んど発表されていないので、敢えてそれを無視することとする。

ベリキン表(表9)を作成する上で、この表10をつぎのように利用する。一般政府が行政サービスを施行する上で消費財を直接購入する費用(これを表9では E_1 としている)は、表10の「(1)+(4)+(7)+(10)+(11)+(12)+(13)-(20)」²⁴⁾および、国家財政の支出表(付表I²⁾の国防費と行政管理費を合計したものとする。国防費、行政費その他科学、教育、保健・体育関係費の中には、人件費が入っており、それらは、住民所得の経路を通して消費財の購入に向う部分であるが、表9においては、それらは有料サービスおよび政府部門の支払った賃金としてすでに家計の第一次所得に計上済みであり、行政は、行政自身のサービス活動を人件費込みで(諸費用を)一括して支払っていると考えて処理している。したがって E_1 は国家財政と消費のクロスした枠「18; 3~6」に記入される。

24) 本来ならば、社会保険会計と、国家財政とを分離して取扱いたいだが、発表データの不足でそれは不可能である。

同様に企業の消費財・サービスの経常購入²⁵⁾(E_2)について、表 10 を用いてそれを補促すると、科学、教育、保健・体育の各項のうち、「その他の財源よりの支出」としての「(2) + (5) + (8)」がそれに該当する。

ついで、国家財政からの移転支出勘定としての現金支出部分(表 9 の C_1) を計算しよう。これは、表 10 から年金、扶助金、奨学金を拾い上げた $C_1 = [(14) + (17) + (20)] = 27.2$ がそれであり、また企業や社会化機関からの支出金 (C_2) は、表 10 の「その他」の項「(15) + (18)」= 8.6 がそれに相当し、企業から家計への移転支出として、「17; 17」に記入する。

投資額についてのデータを、ベリキン表に記入しよう。それらは、『国民経済統計年報』の「投資」の箇所で、国家投資、企業投資、コルホーズ投資、住民投資(住宅建設)と簡単に分離することができ、しかもこの総額は、「国民所得」統計の粗蓄積額中、流動フォンド増加部分を除いた金額と、大体各年とも等しくなる。大体というのは、投資統計は不変価格で発表されており、所得統計は経常価格で発表されているので、不変価格の基準年(1969 年および 1973 年価格)以外は、両者は一致しないことになる²⁶⁾。そこで、発表されている不変価格による投資総額を、経常価格表示に換算するため、表 9 および付表 VI では投資額を所得統計の「固定フォンド増+減価償却」の大きさに比例的に縮小(もしくは拡大)している。

ついで、物的流動手段の増加部分を考察する。所得統計では、「物的流動手段と予備の増加」(прирост материальных оборотных средств и резервов)として、1975 年=34.6 が発表されており、一方財政・信用統計の方では、国民経済における「商品—資材在庫期末有高」(оборотные средства в запасах товарно-материальных ценностей)が発表されているので、その年間格差をとって在庫ストックの純増を求めることができる。この他コルホーズ統計より、コルホーズの不可分フォンド²⁷⁾の純増を求め、それに国家予備を加えたものが、所得統計の「物的流動手段増」に等しいものと仮定した。コルホーズの不可分フォンドをこのように在庫増としてのみ取扱うことは、このフォンドの定義からして無理であるが、これを固定フォンド増と、流動フォンド増とに分離できない以上、次善の策としてそれもやむをえないと考える。もしこれが可能であり、かつ国家予備の理解が上述の通りでよいとすれば、国家予備は、表 9 で示した数値(14.6)よりもっと大きくなるはずのものである。

またこの「予備」(резерв)を図 3 の「国家財政支出分類」における、V「予備フォンド・有事支出フォンド」に相当するものと考えるとつぎのように無理がでてくる。すなわち付表 I² でみると、国家予算の総支出額と、各項目の合計値との間には、約 3~4% 程度の不一致巾があるが、これは金額にして 7.5 (10 億ルーブリ) 程度のものであり、この中

25) これは、企業の生産活動とは無関係な、いわば社会化機関の役割を企業が果たす際に購入される部分について考えている。社会主義のもとでの企業は、こうした役割を多分に負っている。

26) 「投資総額」÷「[減価償却]+[固定フォンド増]」を計算してみると、この値が最も 1 に近づくのは、1973 年で 0.995、ついで 1974 年=1.009 である。1965 年から 68 年にかけて 122, 69 年=1.11, 70~72 年は 1.02~1.04, 1975 年は 1.03 となっている。

27) この中には、取得価値で評価した固定フォンド、流動フォンド、自己資金による投資と大修理(正味資産増のこと——引用者)を含む(《Н. X. 1975 г.》стр. 796)。

に先の「予備ファンド」を含めて、図3のV～VIIIの各項を押し込めるとすると、「予備ファンド」自身は更に小さくなるはずで、上記の推定からの「国家予備」=14.6とかなりかけ離れた数値になってしまうのである。そこで、前者を採用し、後者の推定は捨てることとする。

国家財政支出としては、この他に付表I²で表した残差(X_3)=約3.5%=7.5(10億ルーブリ)があり、さらに、財政余剰(X_4)=4.3がある。この両者をともに銀行への支払(前者は経常勘定、後者は資本勘定)として処理することとする。

以上で支出合計をとると、205.3となるので、財政収入合計218.8に合わせるため $\alpha_1=13.5$ を調整項として設置し、その経済的内容を国家財政から企業への移転的支出(企業投資助成や欠損補填)と仮定して「18;18」に記入する²⁸⁾。こうして形成された表9の財政支出に関して、「国民経済費」と「その他」の二つの支出項目に大別して、その各部分を公表財政統計値と比較してみよう。財政統計の「国民経済費」が110.7であるのに対し、われわれの作成したベリキン表(表9)の対応部分は、「国家投資(81.1)+国家予備(14.6)+ $\alpha_1(13.5)$ 」=109.2²⁹⁾であり、社会・文化・保険・国防・行政関係費では、財政統計では96.5であるのに対し、表9では $E_1+C_1=67.5+27.2=94.5$ ³⁰⁾と若干のずれをみせているが、誤差率はともに1~2%程度の範囲に納っている。

つぎに銀行信用を考える。これは「信用統計」で期末残高が与えられており、住民への消費者信用残は「商業統計」のところにでている。ともに残高表示であるから、前期との差をとれば、純増分としてそれを把握することができる。また住民貯蓄もその期末残が発表されているので、年間の純増分を前年との差(=12.1)で求めてこれを家計から銀行への資産取引とする。

以上で家計欄の縦の合計(資金流入総額)=257.9は確定し³¹⁾、支出面の検討に入る。支出面で、統計資料から直接記入可能な数値は、表9にみるように、貯蓄=121、住民税=18.4、国債購入額=0.6、家計投資=1.7³²⁾などである。ここで確定すべき残された項目は、表9で β と名付けた家計消費サービス経常支出³³⁾と、 α_2 と名付けた家計から企業への払込み分³⁴⁾であるが、これはつぎに述べる連立方程式によって推定される。

このベリキン表への数値挿入の数学的性質を検討しよう。生産過程で発生した付加価値総額その他は、そのまま所得主体別に[2~11;17~21]の部分に転記されており、再分配部分[16~20;17~21]への各列並びに総額の入力量が、[15;17~22]に記入されている(これは各列の11行までの合計値である)。さらに、国家財政収支を調整する過程で、残差を埋める数値として X_1, X_2, X_3, X_4 が、社会・文化・保険等の検討作業過程で $E_1,$

28) 後述の数学的解を参照のこと。

29) 誤差率 1.35%。

30) 同上 2.1%。

31) この他、家計収入項目として、国債償還分、銀行からの受取利子などがあると推定されるが、金額的に僅少であると考えて、無視した。

32) この数値は、経常価格に換算した数値であるから、公表数値そのものと若干のずれをもっている。

33) これを公表数値である小売総販売高=215.4に等しいとおくことはできない。何故なら、表8の中には、有料サービスへの支出分が含まれているからである。

34) この内容は、企業付置幼稚園やサナトリウム、ピオネールキャンプ利用に対する父母負担分などである。

E_2 , C_1 , C_2 が、投資統計では [16~18; 7~12] の部分の数値が、また、信用・貯蓄・税金・利潤控除・国債などの数値がそれぞれ該当する欄に記入されている。こうして、最後につぎの六つの変数がそれぞれの空欄を満すべく残される。

α_1 : 国家財政から企業への財政支出（企業投資や欠損の財政援助など）

α_2 : 家計から企業への払込み（ピオネールキャンプや企業付属幼稚園費用の一部父母負担）

β : 家計の消費財や有料サービスの購入

γ : 金融機関の財・サービスの経常購入

この部分は、その性質上 E_2 に含まれるべき経費であると思われるが、方程式構造上この欄にも変数を仮定する。

δ : 企業から銀行への支払（たとえば支払利子、手持現金増など、信用の返済分については、信用勘定（19; 18）が純計になっているので、この欄にはでないはずである）

ϵ : 外国勘定差額。1975年の例示では、入超であるから、 ϵ は外国勘定の受取りであり、国内勘定にとっては支払を示す。ところが、表9にみるようにこの ϵ の位置（20; 19）は、外国勘定にとっては支払になり、国家財政にとっては受取り勘定の欄に位置する³⁵⁾。勘定形式からいえば、この位置は、外国貿易収支をバランスさせる位置にあるのだから、これでよいはずでその位置の経済的意味は、外国からの債権の供与であり、国内的には負債の増加と、それにみあうルーブルの払超である。入超分だけ、財貨が素材として国内に増加しているのから、払超としないと、この部分の財貨を実現できないはずである。ルーブルの対国内払超はいづれ入超財貨の国内販売により回収されるから問題ない³⁶⁾。

以上六つの変数を用いてつぎの等式³⁷⁾ができる。

(1) 家計バランス式 (H_r : 家計収入合計)

$$257.9 (H_r) = 32.8 + \beta + \alpha_2$$

(2) 企業収支バランス式

$$\alpha_1 + \alpha_2 + 146.5 = 165.2 + \delta$$

(3) 国家財政バランス式

$$216.1 + \epsilon = 205.3 + \alpha_1$$

(4) 銀行収支バランス式

$$\delta + 52.8 = 49.6 + \gamma$$

(5) 国外勘定バランス式

$$24.0 + \epsilon = 26.7$$

式の構造からすぐわかるように、 ϵ は変数といっても (5) から一義的にきまるものであり、 ϵ がきまれば、(3) から α_1 も自動的に決定される。したがって、連立方程式を実際につくるのは式の中に α_1 , ϵ 以外の変数を二つ以上もつ、(1), (2), (4) の3式であっ

35) この矛盾は、外国勘定を経常勘定と資本勘定に分ければ解消する。

36) 外国勘定には、貿易取引だけでなく、資本取引（外貨取入れ）や移転取引（海外援助や送金など）がある筈だが、そうした資料は全く不明である。しかし、国家財政の公表総額が正しいものとするれば、 X^1 , X^2 , X^3 , X^4 などといった調整項が、国外関係の国内経済への影響をすべて橋渡ししていると考えてよい。

37) この他、消費・サービス需給バランス式 $309.3 = \beta + E_1 + E_2 + \gamma$ という式も可能である。

て、この中に四つの変数が入る。したがってそのうちの一つを政策変数として、解の結果が、より実際に近いと思われる方向に誘導しながら変数を決定することができる。

たとえば、この四つの変数で無数の組合せができる。

先決変数	解の結果
(1) $\delta=0$	$\begin{cases} \alpha_1=13.5 \\ \beta=219.9 \\ r=3.1 \end{cases}$
(2) $r=0$	$\begin{cases} \alpha_1=13.5 \\ \beta=219.9 \\ \delta=-3.2 \text{ (企業が銀行より利子を受取る)} \end{cases}$
(3) $\beta=230$	$\begin{cases} \alpha_1=-4.9 \\ \delta=-10.1 \\ r=-6.9 \end{cases}$

以上はいくつかの解の組合せであるが、(1) のケースは、 $\delta=0$ 、 $r=3.1$ という点で解釈上難点がある。というのは、このケースでは企業から銀行への純支払分（利子その他）が零を意味し、かつ金融機関の財貨・サービスの経常購入分は、通常企業の該当項 (E_2) に含めてしまうと思われるのに、 $r \neq 0$ となっているからである。

ケース (2) は、 $r=0$ という点で、上記の一つの難点はまぬがれており、しかも $\delta=-3.2$ という点で、企業が銀行から純受取りをもつことになり、企業の預金利子の受取り分と考えれば可能性があるのではなかろうか。ただし金額面での妥当性は不明である。

ケース (3) の、 $\beta=230$ という仮定は、1975 年の実際数字の中から、小売販売高 215.4、日常サービス売上高 6.6³⁸⁾、通信産業売上高 4.8 を考慮し（合計 226.8）、この他に交通・興業サービスの購入³⁹⁾などの存在を考えて、例えば $\beta=230$ 程度としてみた数字である。みられるように結果は大変悪く、常識はずれの数値がでている。ただし、国民所得統計では、消費財の個人消費高が 231.8 となっているのだから、 $\beta=230$ の仮定もそんなに無理なものではない。もちろん、231.8 は、消費全体から、政府・サービス部門の機関が直接消費したものを差引いた数値であろうから、その限りでは、社会保険や教育・文化などの支出 (E_1 や E_2 の支出分) もその中に含んでいると推定される。また小売販売高には、[公的機関内での] 公共食堂の販売高も入っており、そのすべてを個人の経常消費と考えるわけにもいかないかもしれない。

ずれにしろ、真の解は、以上の様々の解の周辺でそんなに遠くないところに存在すると思われる。

表 9 の数値はこうした解のうち、 $\delta=0$ のケースについて記入している。

また、脚注 (37) に示した式を導入し、未知数扱いの項目をさらにふやして妥当と思われる領域を探索することも一つの方向かもしれない。

38) これは《H. X. 1975.》の p. 659. にある数字で、その内容は、靴、衣類、家具の修理と製作（個人オーダーによる）、クリニック、染色、ニット製品修理、浴場、理髪、貸家具、写真、ラジオ、自動車、機械類の修理、個人住宅の建設と修理などが挙げられている。

39) 交通、興業関係の売上統計は《H. X.》に掲載されていない。

いずれにしろ、ソ連当局が、こうした模索を必要としない程度に経済統計数値をより詳細に発表されることを切望する次第である。

参 考 文 献

1. Н. Гузенко, И. Курнышева, К разработка баласа финансовых ресурсов в союзной республике, *“Вестник статистики”* № 12 1979.
2. В. Шаврин, *Государственный бюджет СССР*, “госфиниздат”, 1957.
3. В. А. Евдокимов, *Контроль за исполнением государственного бюджета СССР*, “финансы”, М. 1974.
4. Под редакцией проф. М. К. Терменева, *Государственный бюджет СССР*, “финансы”, М. 1978.
5. *Статистический Словрь*, “статистика” М. 1965.

The Characteristics of the Belkin's "Income-Goods" Model and Its Application to Official Soviet Statistics

Kiichi Mochizuki

Herein we compare the characteristics of the Belkin's "Income-goods" model with a typical transaction matrix such as the revised SNA (A System of National Accounts-Proposals for the Revision of the SNA) and the General Material Financial Balance Table (prepared by the Isaev group). Both of these tables are taken from the double entry T form accounting system of the national accounts and reorganized as a transaction matrix with the following headings: production, consumption, accumulation and external transactions. The summations of each row and column in the tables are, as a rule, equal to each other, which makes the tables reliable in the balancing of accounts. However, the many empty columns make it difficult to view the entire table at once, or to select a part of it for enlargement or reduction. In contrast, Belkin's table is based on the I-O table, which is accompanied by a funds statement, not on the T form National Accounts Table. The columns and rows of Belkin's table not always balance, except in the section of income and expenditures. The income and final products, which are produced at the same time in the I-O table form two flows of funds and goods. This flow of funds through the redivision of income agrees with the figures of the final products in the section of final expenditures. Using Belkin's table in this way, we can obtain almost the same quantity of accounting information with the transaction matrix, and it is easier to understand the entire table at once.

This is my second attempt to adapt official data to the Belkin's table (see "Slavic Studies", no. 22, 1978). Listed below are the major characteristics and advantages of this new attempt.

「所得—商品」モデルの特徴と統計数値の適用

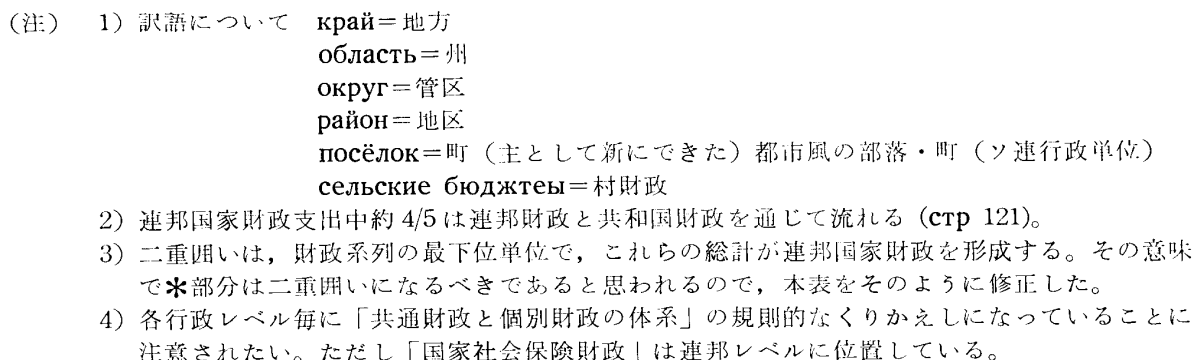
1. Official financial statistics can be obtained ;
2. The flow transactions are divided into current and capital transactions ;
3. The original (direct given) data are indicated by Gothic letters ;
4. The relations among the social, education, and welfare budget data in the state finance budget and in the budgets of social organizations are indicated ;
5. Foreign trade data is introduced ;
6. Stock accounting is added ;
7. The adapted data that covered a period of 5 years is enlarged to that of 20 years.

The Belkin's table including official data is constructed by using the table no. 9 in the text and the following list, in which transaction items and the positions of rows and columns of these items are showed by figures. The official data of each year are presented from the table no. VI in the annex. The heading numbers of this list coincide with the numbers given in the table no. VI

	[row; column]
0. Gross national product	[1; 27]
1. Net national product, or National income at final prices	[14; 1~2]
2. Wages in production sectors	[3; 1]
3. Profit of state enterprises in productive sectors	[5; 1]
4. Profit of cooperatives	[6; 1]
5. Wages in kolkhoz	[4; 2]
6. Profit of kolkhoz	[7; 2]
7. Turn-over tax	[8; 1]
8. Social insurance contributions	[9; 1~2]
9. Income from private subsidiary agriculture	[10; 1~2]
10. Private consumption expenditure of goods	[1; 3]
11. Government and institution's consumption expenditure of goods	[1; 4~5]
12. Total of consumption of goods	[1; 6]
13. Wages in non-productive sectors	[3; 4~5]
14. Profits of non-productive sectors	[5; 4~5]
15. Total supply of goods and services	[13; 3~5]
16. provisions for the consumption of fixed capital	[2; 1~2]
17. Replacement investment	[1; 9]
18. Capital repair	[1; 10]
19. Net domestic fixed capital formation including:	-----
20. (a) Productive	[1; 7]
21. (b) Non-productive	[1; 8]
22. Increase in working capital or in stocks	[1; 11]
23. Gross accumulation	[1; 7~11]
24. Import	[11; 1~2] [11; 21]
25. Export	[1; 15] [1; 20]
26. Foreign trade (24+25)	-----
27. Loss and others	-----
28. Loss	[1; 14][18; 14]

29. Net national expenditure or utilized national product	[1; 13]
30. Direct taxes and charges on inhabitants	[16; 19]
31. Government bond issue	[16; 19]
32. Deduction from enterprise's profit	[17; 19]
33. Income taxes on kolkhoz and cooperatives	[17; 19]
34. Saving of persons	[16; 20]
35. Long credit to industry	[19; 18]
36. Long credit to kolkhoz	[19; 18]
37. Short credit to industry	[19; 18]
38. Credit loan to inhabitants	[19; 17]
39. Long credit to inhabitants	[19; 17]
40. Investment in houses (private investment)	[16; 8]
41. Enterprise investment	[17; 7]
42. Kolkhoz investment	[17; 7]
43. Government investment	[18; 7]
44. Increase in working capital	[17; 11]
45. Increase in government reserves (X_5)	[1; 12] [18; 12]
46. Indivisible funds of kolkhoz	[17; 11]
47. Surplus of public finances	[18; 20]
48. General government consumption expenditure (E_1)	[18; 3~5]
49. General enterprise consumption expenditure (E_2)	[17; 3~5]
50. Current transfers from general government (C_1)	[18; 17]
51. Current transfers from enterprises (C_2)	[17; 17]
52. Balance of trade (ϵ)	[20; 19]
53. Adjustment item in deductions from enterprises (X_1)	[17; 19]
54. Adjustment item in financial revenue (X_2)	[19; 19]
55. Adjustment item in financial expenditures (X_3)	[18; 20]
56. Outlay of public finances to enterprises (α_1)	[18; 18]
57. Interest of enterprise debt (δ)	[17; 20]
58. Private consumption expenditures of goods and services (β)	[16; 3~5]
59. Outlay of households to enterprises (α_2)	[16; 18]
60. Outlay of enterprises to the banks (δ)	[17; 20]

100



— 131 —

(経常価格：10億ルーブル)

(注) 1) フォンド料金その他ここに掲げた一連の支払い制度は、1965年の経済改革によって、従来の利潤控除金にかわるものとして、新制度に移行した企業に関してのみ導入されたものである。定期的にこの数値が発表されるようになったのは、1970年以降である。移行段階では従来の「利潤控除」という項も残存している筈である。その他の支払がそれに該当するとも考えられる。

付表Ⅰ 連邦国家財政支出

(経常価格：10億ルーブル)

			1940	1950	1958	1959	1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978
全	体	1	17.4	41.3	64.3	70.4	73.1	76.3	82.2	87.0	92.2	101.6	105.6	115.2	128.6	138.5	154.6	164.2	173.2	184.0	197.4	214.5	226.7	242.8	260.2
国 民 経 済 費	2	(33.3) 5.8	(38.3) 15.8	(45.1) 29.0	(46.0) 32.4	(46.7) 34.1	(42.7) 32.6	(44.0) 36.2	(44.6) 38.8	(44.0) 40.6	(44.2) 44.9	(42.8) 45.2	(45.8) 52.8	(45.6) 58.7	(45.1) 62.4	(48.3) 74.6	(49.0) 80.4	(49.0) 84.9	(49.6) 91.3	(50.5) 99.7	(51.6) 110.7	(52.3) 118.5	(53.5) 129.8	(54.3) 141.3	
社 会 ・ 文 化 ・ 科学費	3	(23.6) 4.1	(28.3) 11.7	(33.3) 21.4	(32.8) 23.1	(34.1) 24.9	(35.6) 27.2	(35.0) 28.9	(35.6) 31.0	(36.1) 33.3	(37.6) 38.2	(38.6) 40.8	(37.7) 43.5	(37.6) 48.3	(37.5) 51.9	(36.2) 55.9	(36.2) 59.4	(36.7) 63.5	(36.6) 67.3	(36.1) 71.3	(35.9) 77.1	(35.6) 80.7	(34.7) 84.3	(34.2) 89.1	
内	教 育 ・ 科 学	4	(13.2) 2.3	(13.8) 5.7	(13.4) 8.6	(13.4) 9.4	(14.1) 10.3	(14.8) 11.3	(15.1) 12.4	(15.7) 13.7	(16.4) 15.1	(17.2) 17.5	(17.7) 18.7	(17.4) 20.1	(17.0) 21.9	(16.8) 23.3	(16.0) 24.8	(16.0) 26.3	(16.2) 28.0	(16.2) 29.8	(16.0) 31.5	(15.3) 32.8	(14.9) 33.8	(14.5) 35.1	(14.2) 36.9
	保 健 ・ 体 育	5	(5.2) 0.9	(5.1) 2.1	(6.4) 4.1	(6.3) 4.4	(6.6) 4.8	(6.6) 5.0	(6.0) 4.9	(6.1) 5.3	(6.1) 5.6	(6.6) 6.7	(6.7) 7.1	(6.5) 7.5	(6.3) 8.1	(6.2) 8.6	(6.0) 9.3	(5.8) 9.6	(5.8) 10.0	(5.7) 10.5	(5.6) 11.0	(5.4) 11.5	(5.2) 11.8	(5.1) 12.5	(5.2) 13.5
	社 会 保 障	6	(1.7) 0.3	(5.3) 2.2	(8.9) 5.7	(8.7) 6.1	(8.9) 6.5	(9.4) 7.2	(9.4) 7.7	(9.3) 8.1	(9.3) 8.6	(9.0) 9.1	(9.3) 9.8	(9.0) 10.4	(8.8) 11.3	(8.7) 12.0	(8.2) 12.7	(8.3) 13.6	(8.4) 14.5	(8.2) 15.1	(8.2) 16.1	(8.5) 18.2	(8.5) 19.2	(8.3) 20.2	(8.2) 21.4
	国家社会 保険より	7	(1.1) 0.2	(1.2) 0.5	(5.1) 3.3	(5.3) 3.7	(5.7) 4.2	(6.2) 4.8	(6.3) 5.2	(6.6) 5.7	(6.6) 6.1	(6.4) 6.5	(6.7) 7.1	(6.2) 7.1	(6.5) 8.4	(6.5) 9.0	(6.3) 9.8	(6.5) 10.6	(6.5) 11.3	(6.5) 11.9	(6.4) 12.7	(6.7) 14.3	(6.7) 15.2	(6.6) 16.1	(6.6) 17.2
	国 家 社 会 保 険	8	(2.9) 0.5	(3.1) 1.3	(3.9) 2.5	(3.8) 2.7	(3.8) 2.8	(4.2) 3.2	(4.1) 3.4	(3.9) 3.4	(3.8) 3.5	(3.9) 4.0	(4.1) 4.3	(4.1) 4.7	(4.3) 5.5	(4.5) 6.3	(4.7) 7.3	(4.8) 7.8	(4.8) 8.3	(4.9) 9.1	(5.0) 9.9	(5.5) 11.8	(5.6) 12.7	(5.5) 13.3	(5.4) 14.0
	多子・母子 家庭扶助	9	(0.6) 0.1	(1.0) 0.4	(0.8) 0.5	(0.7) 0.5	(0.1) 0.5	(0.1) 0.5	(0.1) 0.5	(0.1) 0.5	(0.1) 0.5	(0.5) 0.5	(0.5) 0.5	(0.4) 0.5	(0.3) 0.4	(0.3) 0.4	(0.3) 0.4	(0.2) 0.4	(0.2) 0.4	(0.2) 0.4	(0.2) 0.4	(0.2) 0.4	(0.2) 0.4	(0.2) 0.4	(0.2) 0.4
	コルホーズ社会保 障ファンドへの払 込	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(0.0) 0.4	(0.0) 0.4	(0.0) 0.4	(1.0) 1.1	(1.0) 1.3	(1.0) 1.4	(1.0) 1.7	(1.3) 2.3	(1.3) 2.4	(1.2) 2.4	(1.7) 2.4	(1.2) 2.8	(1.1) 2.8	(1.1) 2.9
国 防 費	11	(32.8) 5.7	(20.1) 8.3	(14.6) 9.4	(13.3) 9.4	(12.7) 9.3	(15.2) 11.6	(15.5) 12.7	(16.0) 13.9	(14.4) 13.3	(12.6) 12.8	(12.7) 13.4	(12.6) 14.5	(13.0) 16.7	(12.8) 17.7	(11.6) 17.9	(10.9) 17.9	(10.3) 17.9	(9.7) 17.9	(9.0) 17.7	(8.1) 17.4	(7.7) 17.4	(7.1) 17.2	(6.6) 17.2	
行 政 管 理 費	12	(4.0) 0.7	(3.4) 1.4	(1.9) 1.2	(1.6) 1.1	(1.5) 1.1	(1.4) 1.1	(1.3) 1.1	(1.3) 1.1	(1.2) 1.1	(1.3) 1.3	(1.3) 1.4	(1.3) 1.5	(1.2) 1.6	(1.2) 1.7	(1.1) 1.7	(1.1) 1.8	(1.0) 1.8	(1.0) 1.9	(1.0) 1.9	(0.9) 2.0	(0.9) 2.1	(0.9) 2.2	(0.9) 2.3	
X ₁ 収 入 - 支 出	13	0.6	1.0	2.9	3.6	4.0	2.5	2.1	2.5	2.2	0.7	0.7	2.0	2.2	1.5	2.1	1.8	2.0	3.8	3.9	4.3	5.5	5.0	5.6	
X ₂ (1)-(2+3+11 +12) (%)	14	(93.7)	(90.1)	(94.9)	(93.7)	(95.2)	(94.9)	(95.8)	(97.5)	(95.7)	(95.7)	(95.4)	(97.4)	(97.4)	(96.6)	(97.2)	(97.2)	(97.0)	(96.9)	(96.6)	(96.5)	(96.5)	(96.2)	(96.0)	

(注) () 内は%

付表 II 社会・文化・科学費（国家予算による）

（経常価格：10億ルーブル）

		1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	
全	体	1	24.9	27.2	29.0	31.0	—	38.2	40.8	43.5	48.3	—	55.9	59.4	63.5	67.3	71.3	77.0	80.7	84.3	89.1
(1) 教 育・科 学	2	—	—	—	—	—	17.5	—	—	—	—	24.8	26.3	27.9	29.8	31.6	32.8	33.8	35.1	36.9	
同上投資を除く	3	—	—	—	—	—	16.5	—	—	—	—	23.5	24.9	26.5	28.4	29.9	31.0	—	—	—	
(4) 教 育	4	8.0	—	—	—	—	13.2	14.1	15.0	16.3	—	18.3	19.4	20.6	22.3	23.7	24.9	25.9	26.9	28.2	
文 化・啓 蒙	5	0.3	0.3	0.3	0.3	—	0.4	—	—	—	—	0.7	0.8	0.8	0.9	0.9	1.0	1.0	1.1	1.3	
要 員 養 成	6	2.3	2.5	2.7	2.9	—	3.3	—	—	—	—	4.9	5.1	5.6	6.2	6.6	7.0	7.4	7.7	8.1	
印 刷	7	0.1	—	0.1	0.1	—	0.1	—	—	—	—	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	
芸 術・放 送	8	0.1	—	0.1	0.2	—	0.3	—	—	—	—	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.1	1.2	1.3	1.4	
(9) 科 学	9	2.3	2.7	—	—	—	4.3	4.6	5.1	5.5	—	6.4	6.9	7.3	7.5	8.0	8.0	8.0	8.2	8.8	
(2) 保 健・体 育	10	4.8	5.0	4.9	5.3	—	6.7	7.1	7.5	8.1	—	9.3	9.6	10.0	10.5	11.0	11.5	11.9	12.5	13.5	
同上投資を除く	11	4.6	—	—	—	—	6.4	6.8	7.2	7.8	—	8.8	9.0	9.4	10.0	10.4	10.8	11.2	11.8	12.7	
(3) 多 子・母子家庭扶助	12	0.5	0.5	0.5	0.5	—	0.5	0.5	0.4	0.4	—	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	
(4) 社 会 保 障	13	6.5	7.2	7.7	8.1	—	9.1	9.7	10.4	11.3	—	12.7	13.6	14.4	15.1	16.1	18.2	19.2	20.2	21.4	
うち国家社会保険資金	14	4.2	4.8	5.2	5.7	—	6.5	7.1	7.7	8.4	—	9.8	10.6	11.3	11.9	12.7	14.3	15.2	16.1	17.2	
(5) 国 家 社 会 保 険	15	2.8	3.2	3.4	3.4	—	4.0	4.3	4.7	5.5	—	7.3	7.8	8.3	9.1	10.0	11.8	12.7	13.3	14.0	
(6) コルホーズ連邦社会保険 ファンドへの払込み	16	—	—	—	—	—	0.4	0.4	0.4	1.1	—	1.4	1.7	2.3	2.4	2.4	2.4	—	—	—	

付表 III 国家社会保険財政支出（Расходы по бюджету государственного социального страхования）

（経常価格：10億ルーブル）

		1950	1958	1959	1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978
支 出 全 体	1	対前年伸び率→ 1.867	5.914	(11.2) 6.579	(8.9) 7.165	(11.2) 7.970	(8.7) 8.660	(5.0) 9.095	(11.0) 9.598	(9.8) 10.541	(8.8) 11.467	(8.7) 12.464	(11.1) 13.850	(10.8) 15.345	(11.5) 17.107	(7.3) 18.353	(7.1) 19.650	(7.2) 21.057	(7.4) 22.619	(15.8) 26.187	(6.7) 27.992	(5.3) 29.476	(5.8) 31.179
年 金	2	(43.6) 0.814	(68.6) 4.057	(68.2) 4.487	(69.0) 4.946	(68.6) 5.466	(6.89) 5.969	(71.1) 6.466	(72.5) 6.957	(70.3) 7.407	(71.2) 8.165	(70.9) 8.842	(69.1) 9.576	(68.0) 10.430	(68.1) 11.653	(69.7) 12.795	(70.4) 13.839	(70.0) 14.732	(69.9) 15.815	(68.8) 17.761	(67.5) 18.897	(68.3) 20.133	(69.2) 21.575
扶 助 金	3	(38.9) 0.727	(25.6) 1.513	(26.6) 1.749	(25.8) 1.847	(26.9) 2.140	(26.4) 2.283	(24.2) 2.200	(22.9) 2.195	(24.5) 2.587	(23.4) 2.679	(23.7) 2.950	(25.6) 3.540	(26.9) 4.134	(26.9) 4.609	(25.3) 4.644	(24.7) 4.854	(25.3) 5.317	(25.1) 5.673	(27.5) 7.214	(27.9) 7.818	(27.1) 7.985	(26.1) 8.152
温泉療養サナ トリウム	4	(9.9) 0.185	(3.8) 0.226	(3.6) 0.237	(3.6) 0.256	(3.1) 0.248	(3.2) 0.277	(3.2) 0.289	(3.1) 0.300	(3.5) 0.364	(3.5) 0.407	(3.5) 0.436	(3.5) 0.490	(3.4) 0.517	(3.2) 0.551	(3.4) 0.615	(3.3) 0.645	(3.3) 0.687	(3.3) 0.754	(3.0) 0.794	(3.1) 0.856	(3.1) 0.914	(3.2) 0.987
児童サービス ビォネール	5	(5.1) 0.096	(1.6) 0.092	(1.2) 0.082	(1.2) 0.089	(1.1) 0.084	(1.2) 0.100	(1.1) 0.109	(1.2) 0.112	(1.3) 0.136	(1.4) 0.155	(1.3) 0.161	(1.2) 0.171	(1.2) 0.177	(1.1) 0.191	(1.1) 0.200	(1.1) 0.214	(1.1) 0.222	(1.1) 0.247	(1.0) 0.255	(0.9) 0.265	(0.9) 0.280	(0.9) 0.294
そ の 他	6	(2.4) 0.045	(0.4) 0.026	(0.4) 0.024	(0.4) 0.027	(0.4) 0.032	(0.4) 0.031	(0.3) 0.031	(0.4) 0.034	(0.4) 0.047	(0.5) 0.061	(0.6) 0.075	(0.5) 0.073	(0.6) 0.087	(0.6) 0.103	(0.5) 0.099	(0.5) 0.098	(0.4) 0.099	(0.6) 0.130	(0.6) 0.163	(0.6) 0.156	(0.6) 0.164	(0.5) 0.171

（注）扶助料の主要内容は「一時的労働能力の喪失」と出産扶助料である（拙著『ソ連の経済統計』pp. 214-215 をみよ）。

付表 IV 社会文化科学費（国家予算およびその他財源による）Расходы на социально-культурные мероприятия и науку из государственного бюджета и других источников（経常価格：10億ルーブル）

		1940	1950	1958	1959	1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978
社会・文化・科学	1	4.7	13.0	24.2	26.4	28.3	30.9	33.2	35.5	38.5	44.4	49.2	53.7	59.2	64.4	69.8	74.8	80.7	85.4	90.5	97.6	101.8	106.2	112.0
教 育	2	2.4	6.6	10.4	11.5	12.6	14.1	15.5	17.0	18.8	21.9	17.5	19.3	21.0	22.7	23.5	24.5	26.4	27.9	30.0	31.0	32.2	33.6	35.1
科 学	3	0.3	0.9	2.4	2.8	3.3	3.8	—	—	—	6.9	7.5	8.2	9.0	10.0	11.7	13.0	22.3	23.9	25.6	17.4	17.7	18.3	19.3
保 健・体 育	4	1.1	2.6	5.0	5.5	5.9	6.1	6.2	6.6	7.2	8.4	8.4	9.3	10.2	11.0	11.8	12.5	13.0	13.3	13.7	14.6	15.2	16.1	17.3
社 会 保 険 社 会 保 障	5	0.9	3.8	8.8	9.4	9.8	10.8	11.5	11.9	12.5	14.1	15.8	16.9	19.0	20.7	22.8	24.8	26.9	28.5	30.3	34.6	36.7	38.2	40.3
う ち 年 金	6	0.3	2.5	6.4	—	7.2	—	—	8.9	9.5	10.6	11.8	12.6	14.0	15.0	16.2	18.0	19.8	20.8	22.1	24.4	25.7	27.1	28.9

注) この支出金には次のものを含む（《H. X. 1975》, стр. 811）。

- 国家財政と国家社会保険財政を財源とする社会—文化政策費（投資を含む）。
- 国家財政とコルホーズ資金による「社会保障中央ファンド」を財源とする、コルホーズ員に対する年金と補助金の支出。
- 国営企業・協同組合企業・機関の社会—文化政策費、すなわち国民経済費を財源とする社会—文化関係施設の建築投資。経済政策として国家財政より支出される資金と企業の自己資金とによる要員養成費と科学研究費。企業機関の経済的刺激ファンド、その他ファンド、および利潤を財源とする、勤労者の文化—日常的必要費用。
- 勤労者の文化—日常費に対する労働組合と社会化機関の支出。
- 文化—日常施策ファンドと社会保障ファンドによるコルホーズの通貨と現物の支給（この中には、文化—日常施設での作業、妊娠と出産、貴重な現物供与に対する（小売価格評価での）コルホーズ員への支払（支給）を含む）。コルホーズ員社会保険中央ファンドを財源とする文化—日常施設建設費、補助金、サナトリウム、温泉療養補助金。

付表 V 社会的消費ファンドの支出

（経常価格：10億ルーブル）

		1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978
全 体	1	27.3	—	31.9	34.3	36.7	41.9	45.5	49.4	55.3	59.6	63.9	68.6	73.0	78.0	83.0	90.1	95.0	99.8	105.5
対 前 年 比 (%)	2	—	—	—	7.5	7.0	14.1	8.6	8.5	11.9	7.7	7.2	7.3	6.4	6.8	6.4	8.5	5.4	5.0	5.7
構 成 比	3	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
教 育 一 般	4	—	—	—	—	—	13.2 (31.5)	—	—	—	18.1 (30.3)	18.7 (29.3)	19.9 (29.0)	21.2 (29.0)	22.8 (29.2)	24.3 (29.2)	25.1 (27.9)	26.5 (27.9)	27.7 (27.7)	29.1 (27.5)
保 健・体 育	5	—	—	—	—	—	6.9 (16.5)	—	—	—	9.4 (15.8)	10.0 (15.6)	10.5 (15.3)	10.8 (14.8)	11.6 (19.9)	12.0 (14.5)	12.8 (14.3)	13.7 (14.4)	14.5 (14.5)	15.6 (14.7)
社 会 保 険・保 障	6	—	—	—	—	—	14.4 (34.4)	—	—	—	0.7 (34.7)	22.8 (35.7)	24.8 (36.1)	26.9 (36.8)	28.5 (36.5)	30.3 (36.5)	34.6 (38.4)	36.7 (38.6)	38.2 (38.2)	40.3 (38.1)
年 金	7	—	—	—	—	—	10.6	—	—	—	15.0	16.2	18.0	19.8	20.8	22.1	24.4	25.7	27.1	28.9
扶 助 金	8	—	—	—	—	—	3.5	—	—	—	5.3	6.1	6.3	6.5	7.0	7.3	9.2	9.9	10.0	10.2
住 宅 補 助	9	—	—	—	—	—	2.3 (2.5)	(2.7)	(3.0)	(3.2)	(3.2)	3.4 (5.3)	(3.7)	(4.1)	(4.4)	(4.7)	4.9 (5.4)	5.2 (5.4)	5.6 (5.6)	6.5 (5.7)
一人当たり支出(ルーブル)	10	127	—	—	—	—	182	195	209	232	248	263	280	295	312	329	354	370	385	404
奨 学 金	11	—	—	—	—	—	0.9	—	—	—	1.3	1.3	1.4	1.5	1.9	2.1	2.2	2.2	2.3	2.4

注) (1) [] は推定, () は構成比 (%)

(2) 1962年系列と、1963年系列とは、社会的消費ファンド表示に断層がある。すなわち前者では1962年について28.4、後者では34.3となる。本表は、63年系列によった。

付表 VI 『商品-所得』モデル構成数値一覧

	行: 列 指 示	年	→		1960		1961		1962		1963		1964		1965
(564)	↓	G N P	[1]+[16]+[13]+[14]	0	168.5	100.0	178.6	100.0	192.2	100.0	201.2	100.0	216.9	100.0	233.0
(Ⅲ 32)	14; 1~2	生 産 国 民 所 得 公 表 値		1	145.0	86.0	152.9	85.6	164.6	85.6	168.8	83.9	181.3	83.6	193.5
(725)	3; 1	生 産 セ ク タ ー 労 働 者 賃 金		2	47.9	28.4	50.9 ⁴⁾	28.5	53.9 ⁴⁾	28.0	59.9	29.8	63.2	29.1	69.3
(725)	5; 1	生 産 セ ク タ ー 国 営 企 業 総 利 潤		3	22.1	13.1	23.6	13.2	27.3	14.2	27.6	13.7	31.5	14.5	33.4
(725)	9; 1	協 同 組 合 総 利 潤		4	0.8	0.5	0.7	0.4	0.8	0.4	0.8	0.4	0.9	0.4	0.9
(Ⅳ 32)	4; 2	コ ル ホ ー ズ 賃 金		5	7.4	4.4	13.5 [7.8]	4.4	15.2 [8.7]	4.5	16.0 [9.6]	4.8	15.7 [10.0]	4.9	11.5
(Ⅳ 32)	7; 2	コ ル ホ ー ズ 純 所 得 (利 潤)		6	4.8	2.8	13.5 [5.8]	3.2	15.2 [6.5]	3.4	16.0 [6.4]	3.2	15.7 [5.1]	2.4	6.4
(725)	8; 1	取 引		7	31.3	18.6	30.9	17.3	32.9	17.1	34.5	17.1	36.7	16.9	38.7
(742)	9; 1	社 会 保 険 費		8	3.8	2.3	4.2	2.4	4.5	2.3	4.7	2.3	5.0	2.3	5.6
[1]-[Σ(2)~(8)]	10; 1~2	副 業 経 営 所 得		9	20.9	16.0	29.1	16.3	30.0	15.6	25.2	12.5	33.4	15.4	25.9
(565)	1; 3	家 計 消 費 額		10	93.9	55.7	96.7	54.1	105.0	54.6	110.3	54.8	115.5	53.3	124.9
(565)	1; 4~5	機 関 財 貨 購 入		11	10.6	6.3	11.4	6.4	12.5	6.5	13.8	6.9	14.9	6.9	15.4
(565) [10]+[11]	1; 6	消 費 額 合 計		12	104.5	62.0	108.1	60.5	117.5	61.1	124.1	61.7	130.4	60.1	140.3
(Ⅲ 60)	3; 4~5	非 生 産 セ ク タ ー 賃 金		13	12.1	7.2	13.0 ⁵⁾	7.3	13.8 ⁵⁾	7.2	14.7	7.3	16.0	7.4	18.0
(725)	5; 4~5	非 生 産 セ ク タ ー 利 潤		14	2.2	1.3	2.5	1.4	2.5	1.3	2.2	1.1	2.6	1.2	2.7
[12]+[13]+[14]		財 貨 サ ー ビ ス の 総 供 給		15	118.9	70.6	123.6	69.2	133.8	69.6	141.0	70.0	149.0	68.7	159.1
(740)	2; 1~2	減 価 償 却 控 除		16	9.1	5.4	10.2	5.7	11.3	5.9	15.6	7.8	17.0	7.8	18.1
[16]-[18]	1; 9	取 替 投 資		17	3.7	2.0	4.2	2.4	4.7	2.4	7.6	3.8	8.3	3.8	9.1
(741)	1; 10	基 本 修 理		18	5.4	3.2	6.0	3.4	6.6	3.4	8.0	4.0	8.7	4.0	9.1
(566)	1; 7~10	固 定 フ ォ ン ド 増 加 額		19	25.3	15.0	25.3	14.2	28.4	14.8	28.2	14.0	28.9	13.3	27.1
(566)	1; 3	生 産 的		20	15.7	9.3	15.6	8.7	18.2	9.5	17.4	8.6	19.2	8.9	17.1
(566)	1; 4	非 生 産 的		21	9.6	5.7	9.7	5.4	10.2	5.3	10.8	5.4	9.7	4.5	10.0
(566)	1; 11	流 動 フ ォ ン ド と 予 備 の 増 加 額		22	13.0	7.7	17.6	9.9	16.6	8.6	14.1	7.0	20.4	9.4	22.0
[16]+[19]+[22]	1; 7~12	粗 蓄 積 (A) = 蓄 積 財 の 総 供 給		23	47.4	28.1	53.1	29.7	56.3	29.3	57.9	28.8	66.4	30.6	69.1
(753)	11; 1~2	輸 入		24	5.1	3.0	5.2	2.9	5.8	3.0	6.4	3.2	7.0	3.2	7.1
(753)	1; 15	輸 出		25	5.0	3.0	5.4	3.0	6.3	3.3	6.5	3.2	6.9	3.3	7.1
[22]+[23]	—	貿 易 総 額		26	10.1	6.0	10.6	5.9	12.1	6.3	12.9	6.4	13.9	6.4	14.2
(564)	—	損 失 そ の 他		27	2.2	1.3	1.9	1.1	2.1	1.1	2.2	1.1	1.6	0.7	3.0
[22]-[23]+[25]	1; 14	損 失		28	2.3	1.4	1.7	1.0	1.6	0.8	2.1	1.0	1.7	0.8	3.0
(565)~(566)	1; 13	利 用 国 民 所 得		29	142.8	71.0	151.0	84.5	162.5	84.5	166.6	82.8	179.7	82.9	190.0
(742)	16; 14	住 民 税		30	5.6	3.3	5.8	3.2	6.0	3.1	6.3	3.1	6.8	3.1	7.0
(742)	16; 19	国 債 除		31	0.1	0.0	0.8	0.4	1.2	0.6	1.3	0.6	0.1	0.0	0.0
(742)	17; 19	利 潤 か ら の 控 除		32	18.6	11.0	20.7	11.6	23.7	12.3	25.7	12.8	28.7	13.2	30.0
(741)	17; 19	コ ル ホ ー ズ 協 同 組 合 所 得 税		33	1.8	1.1	1.2	0.7	1.3	0.7	1.4	0.7	1.3	0.6	1.0
(597)	16; 20	住 民 貯 蓄		34	0.9	0.3	0.8	0.4	1.1	0.6	1.2	0.6	1.7	0.8	3.0
(746)	19; 18	対 産 業 長 期 信 用		35			0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.3	0.1	1.0
(746)	19; 18	対 コ ル ホ ー ズ 長 期 信 用		36			0.2	0.0	0.5	0.3	0.5	0.2	0.8	0.4	Δ0.0
(746)	19; 18	対 産 業 短 期 信 用		37			4.7	2.6	3.4	1.8	5.2	2.6	7.2	3.3	4.0
(622)	19; 17	対 住 民 消 費 者 信 用		38	0.6	0.4	1.1	0.6	1.6	0.8	2.1	1.0	2.8	1.3	3.0
(746)	19; 17	対 住 民 長 期 信 用		39			0.0	0.0	Δ0.1	0.0	Δ0.1	0.0	Δ0.1	0.0	0.0
(502)	比較価格を経常価格に変えるための投資=粗蓄積(固定)と仮定して換算	住 宅 投 資		40			1.9	1.0	1.7	0.9	1.6	0.8	1.5	0.7	1.0
(502)		企 業 投 資		41			3.7	2.1	3.7	1.9	4.1	2.0	4.7	2.2	5.0
(502)		コ ル ホ ー ズ 投 資		42			3.0	1.7	3.3	1.7	3.5	1.7	3.9	1.8	4.0
(502)		国 家 投 資		43			26.8	15.0	31.0	16.1	34.6	17.2	35.8	16.5	35.0
(731)	17; 11	流 動 手 段 増 (対 産 業)		44	6.9 ¹⁾		7.3 ¹⁾	4.1	7.3 ¹⁾	3.8	7.1	3.5	10.1	4.7	4.0
[22]-[44]-[46]	18; 12	X ₅ : 国 家 予 備 の 増		45											33.0
(414)	17; 11	コ ル ホ ー ズ 不 可 分 フ ォ ン ド 増		46											3.0
(742)	18; 20	X ₄ : 財 政 余 剰		47											0.0
18; 3~6	E ₁ : 政 府 財 貨 サ ー ビ ス 経 常 購 入		48												41.0
17; 3~6	E ₂ : 企 業 財 貨 サ ー ビ ス 経 常 購 入		49												13.0
18; 17	C ₁ : 政 府 移 転 支 出		50												10.0
17; 17	C ₂ : 企 業 移 転 支 出		51												4.0
20; 19	e: 国 外 勘 定 残 高		52												Δ0.0
17; 19	X ₁ : 経 営 部 門 払 込 金 調 整 項		53												8.0
19; 19	X ₂ : 財 政 収 入 調 整 項		54												0.0
18; 20	X ₃ : 財 政 支 出 調 整 項		55												4.0
18; 18	α ₁ : 企 業 へ の 財 政 支 出		56												Δ7.0
17; 20	δ: 企 業 の 支 払 利 子 等 ⁷⁾		57												Δ0.0
16; 3~6	β: 家 計 財 貨 ・ サ ー ビ ス 経 常 購 入		58												106.0
16; 18	α ₂ : 家 計 の 企 業 へ の 支 払 い		59												26.0

- (備考) 1) 本表は、すべて、『ソ連国民経済統計年表』(Народное хозяйство СССР в 19XX г.) によっているが、発表年次により、多少数字の食い違いが存在する。
- 2) 本表の最左端の数字は、当該項目が、『H. X. 19XX г.』のそのページにあることを示す。したがって、『75年年报』に掲載されている項については、その章別位置から、当該ただし、ローマ数字と組合せた「Ⅲ 32」のような表示は、拙稿「ソ連経済の所得循環」『スラヴ研究』No. 22, 1978 の表番号と行番号を示す。
- 3) 本表はすべて経常価格で表示されている。したがって、比較価格表示で発表される投資統計については、経常価格に換算したため、公式統計数字とことなるので注意されたい(経常価格表示)の等式がなりたつよう投資額を比例的に伸縮した。
- 4) 合計値の末尾1の喰いちがいは、4拾5入による。
- (注) 1) 2年分を平均したもの。
- 2) 国家投資を82%と仮定して両者を分離(上項(3)の理由で公表数字と合っていない点に注意)。
- 3) 36.1%と仮定して分離。
- 4) 発表資料がえられないため1960~63年の差を等差に並べた。
- 5) 同上の理由、方法で補完した。
- 6) 76年比率0.869で分離。
- 7) この数字と、表9の数字とが合わないのは、表9では、 $\gamma=3.1$ としてあるのに対し、ここでは $\gamma=0$ とおいたことによる。

	1965			1966		1967		1968		1969		1970		1971		1972		1973		1974		19
100.0	233.0	100.0	249.2	100.0	273.1	100.0	296.4	100.0	317.8	100.0	350.1	100.0	370.3	100.0	384.4	100.0	415.2	100.0	437.5	100.0	455.9	
83.6	193.5	83.0	207.4	83.2	225.5	82.6	244.1	82.4	261.9	82.4	289.9	82.8	305.0	82.4	313.6	81.6	337.8	81.4	354.0	80.9	363.3	
29.1	69.3	29.7	75.0	30.0	81.2	29.7	89.8	30.3	96.5	30.4	103.7	29.6	110.4	29.8	116.9	30.4	123.4	29.7	132.7	30.3	140.8	
14.5	33.4	14.3	40.2	16.1	51.7	18.9	63.7	21.5	68.9	21.7	82.9	23.7	85.1	23.0	88.1	22.9	92.2	22.2	96.6	22.1	98.1	
0.4	0.9	0.4	1.0	0.4	1.1	0.4	1.1	0.4	1.2	0.4	1.3	0.4	1.6	0.3	1.8	0.5	1.8	0.4	1.6	0.4	1.7	
4.9	11.5	4.9	12.8	0.5	13.7	5.0	14.3	5.2	14.1	4.8	15.0	4.3	22.8	6.2	15.6	4.1	16.6	4.3	17.1	3.9	16.7	
2.4	6.4	2.7	7.5	3.0	6.8	2.5	6.9	2.3	5.4	1.8	7.8	2.2	7.5	1.5	6.5	1.7	7.7	1.9	7.0	1.6	5.6	
16.9	38.7	16.6	39.3	15.8	40.1	14.7	40.8	13.8	44.5	14.0	49.4	14.3	54.5	14.7	55.6	14.5	59.1	14.2	63.5	14.5	66.6	
2.3	5.6	2.4	6.1	2.4	6.5	2.4	7.2	2.6	7.9	2.5	8.3	2.4	8.8	2.4	9.3	2.4	9.9	2.4	10.6	2.4	11.3	
15.4	25.9	10.2	25.5	10.2	24.4	8.9	20.4	7.5	23.4	7.3	21.5	6.1	14.3	3.9	19.8	5.2	27.1	6.5	25.0	5.7	22.0	
53.3	124.9	53.6	133.2	53.5	144.0	53.0	155.2	52.4	166.1	52.3	177.9	50.0	187.8	50.7	198.1	51.5	207.1	49.9	218.1	47.6	231.8	
6.9	15.4	6.6	16.8	6.7	18.1	6.6	19.6	6.4	21.2	6.7	23.4	7.0	25.2	6.9	27.3	7.1	29.9	7.2	32.2	7.4	34.8	
60.1	140.3	60.2	150.0	60.2	162.1	59.4	174.8	59.0	187.3	58.9	201.3	57.5	213.0	57.5	225.4	58.6	237.0	57.1	250.3	57.2	266.6	
7.4	18.0	7.7	18.4	7.4	22.2	8.1	25.3	8.5	26.8	8.4	28.3	8.1	29.9	8.0	31.9	8.3	34.4	8.3	36.3	8.3	38.0	
1.2	2.7	1.2	2.8	1.1	3.0	1.1	2.7	0.9	2.6	0.8	2.8	0.8	3.4	0.7	3.6	0.9	4.0	1.0	4.5	1.0	4.7	
68.7	159.2	68.4	171.3	68.7	187.3	68.6	202.8	68.4	216.7	68.2	232.4	66.4	246.3	66.5	260.9	67.9	275.4	66.3	291.0	66.5	309.3	
7.8	18.8	8.1	20.6	8.3	22.4	8.2	24.3	8.2	26.6	8.4	29.1	8.3	32.1	8.7	35.3	9.2	38.9	9.4	42.7	9.8	49.9	
3.8	9.2	3.9	10.2	4.1	11.1	4.1	12.0	4.1	13.2	4.2	14.4	4.1	16.0	4.3	17.5	4.4	19.3	4.6	21.2	4.8	28.9	
4.0	9.6	4.1	10.4	4.2	11.3	4.1	12.3	4.1	13.4	4.2	14.7	4.2	16.1	4.3	17.8	4.6	19.6	4.7	21.5	4.9	21.0	
13.3	27.9	12.0	29.7	11.9	31.8	11.6	34.0	11.5	40.0	12.6	51.1	14.6	53.7	14.5	55.2	14.4	60.2	14.5	62.0	14.2	61.2	
8.9	17.5	7.5	18.9	7.6	19.4	7.1	20.7	7.1	25.5	8.0	32.1	9.2	33.5	9.0	34.7	9.0	39.0	9.4	40.9	9.3	38.8	
4.5	10.4	4.5	10.8	4.3	12.4	4.5	13.3	4.5	14.5	4.6	19.0	5.4	20.2	5.5	20.5	5.3	21.2	5.1	21.1	4.8	22.4	
9.4	22.3	9.6	24.5	9.8	27.6	10.1	30.8	10.4	29.4	9.2	33.1	9.5	33.4	9.0	30.1	7.8	37.4	9.0	36.1	8.3	34.6	
30.6	69.0	29.6	74.8	30.0	81.8	33.6	89.1	30.6	96.0	24.7	113.3	32.4	119.2	32.2	120.6	31.4	136.5	22.3	140.8	29.9	145.7	
3.2	7.3	3.1	7.1	28.5	7.7	2.8	8.5	2.9	9.3	2.9	10.6	3.0	11.2	3.0	13.3	3.5	15.5	3.7	18.8	4.3	26.7	
3.3	7.4	3.2	8.0	3.2	8.7	3.2	9.0	3.2	10.5	3.3	11.5	3.3	12.4	3.3	12.7	3.3	15.8	3.8	20.7	4.7	24.0	
6.4	14.6	6.3	15.1	6.1	16.4	6.0	18.0	6.1	19.8	6.2	22.1	6.3	23.7	6.4	26.0	6.8	31.3	7.5	39.6	9.1	50.7	
0.7	3.1	1.3	3.2	1.3	4.5	1.6	5.4	1.8	5.2	1.6	4.7	1.3	4.9	1.3	3.3	0.9	3.7	0.9	5.8	1.3	0.4	
0.8	3.0	1.3	2.3	0.9	3.5	1.3	4.3	1.5	4.0	1.3	3.8	1.1	3.7	1.0	3.9	1.0	3.4	0.8	3.9	0.9	3.1	
82.9	190.4	81.7	204.2	81.9	221.0	80.9	238.7	80.5	256.7	80.8	285.2	81.5	300.1	81.0	310.3	80.7	334.1	80.5	348.2	79.6	363.0	
3.1	7.7	3.3	8.4	3.4	9.3	3.4	10.5	3.5	11.6	3.6	12.7	3.6	13.7	2.7	14.8	3.9	15.8	3.0	17.1	3.9	18.4	
0.0	0.2	0.1	0.2	0.1	0.1	0.0	0.3	0.1	0.4	0.1	0.5	0.1	0.3	0.1	0.3	0.1	0.4	0.1	0.4	0.1	0.6	
13.2	30.9	13.3	35.7	14.3	41.8	15.3	48.0	16.2	48.0	15.1	54.2	15.5	55.6	15.0	60.0	15.6	60.0	14.5	64.4	14.7	69.7	
0.6	1.5	0.6	1.1	0.4	1.3	0.5	1.1	0.4	1.1	0.3	1.2	0.3	1.4	0.4	1.3	0.3	1.5	0.4	1.5	0.3	1.5	
0.8	3.0	1.3	4.2	1.7	4.0	1.4	5.5	1.9	6.0	1.9	8.2	2.3	6.6	1.8	7.5	2.0	7.9	1.9	10.3	2.3	12.1	
0.1	1.8	0.8	△0.7	0.3	0.9	0.3	1.0	0.3	1.3	0.4	3.4	1.0	2.7	0.7	2.3	0.6	2.9	0.7	3.2	0.7	3.3	
0.4	△0.5	0.2	1.4	0.6	1.4	0.5	1.4	0.5	1.1	0.3	1.1	0.3	1.3	0.4	1.9	0.5	1.6	0.4	2.0	0.5	0.7	
3.3	4.8	2.1	9.3	3.7	10.5	3.8	9.0	3.0	4.2	1.3	3.7	1.1	6.9	1.9	9.3	2.4	13.8	3.3	14.6	3.3	11.4	
1.3	3.4	1.5	3.3	1.3	3.0	1.1	3.3	1.1	3.3	1.0	3.1	0.9	3.8	1.0	4.3	1.1	4.5	1.1	4.6	1.1	4.7	
0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	△0.1	0.0	0.0	0.0	△0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	△0.1	
0.7	1.4	0.6	1.4	0.6	1.3	0.5	1.3	0.4	1.5	0.5	1.7	0.5	1.7	0.5	1.5	0.4	1.7	0.4	1.7	0.4	1.7	
2.2	5.7	2.4	6.7	2.7	8.2	3.0	9.9	3.3	11.6	3.7	15.1	4.3	16.6	4.5	17.7	4.6	17.3	4.0	17.1	3.9	17.8	
1.8	4.0	1.7	4.6	1.8	5.3	1.9	5.8	2.0	6.2	2.0	7.5	2.1	8.0	2.2	8.5	2.2	9.6	2.3	10.1	2.3	10.4	
16.5	35.6	15.3	37.6	15.1	39.4	14.4	41.3	13.9	47.3	14.9	55.9	16.0	59.5	16.0	62.8	16.3	70.5	17.0	75.8	17.3	81.1	
4.7	4.9	2.1	9.5	3.8	13.5	5.0	11.0	3.7	7.0	2.2	14.6	4.2	11.8	3.2	12.1	3.1	18.3	4.4	15.6	3.6	13.3	
	33.9	6.0	11.3	4.5	10.8	3.9	16.3	5.5	19.6	6.2	14.0	4.0	17.5	4.7	13.0	3.4	13.9	3.3	14.9	3.4	14.6	
	3.5	1.5	3.7	1.5	3.3	1.2	3.4	1.1	2.8	0.9	4.5	1.3	4.2	1.1	5.0	1.3	5.2	2.5	5.6	1.3	6.7	
	0.7	0.3	0.7	0.3	2.0	0.7	2.2	0.7	1.5	0.5	2.1	0.6	1.8	0.5	1.9	0.5	3.8	0.9	3.9	0.9	4.3	
	41.7	17.9	42.1	16.9	45.9	16.8	50.8	17.1			56.6	16.2	58.8	15.9	61.1	15.9	63.6	15.3	65.9	15.1	67.7	
	13.0	5.6	7.6	3.0	9.3	3.4	10.3	3.5			13.0	3.7	14.1	3.8	23.8	6.2	24.8	6.0	26.7	6.1	18.7	
	10.9	4.7	11.9	4.8	12.9	4.7	14.3	4.8	15.8	5.0	17.6	5.0	18.8	5.1	20.2	5.3	21.9	5.3	23.6	5.4	27.2	
	4.1	1.8	4.6	1.8	4.9	1.8	5.6	1.9	5.8	1.8	6.0	1.7	6.9	1.9	7.6	2.0	7.8	1.9	7.9	1.8	8.6	
	△0.1	0.0	△0.9	0.4	△1.0	0.4	△1.1	0.4	△1.2	0.4	△0.9	0.3	△1.2	0.3	0.6	0.2	△0.3	0.0	△1.9	0.4	2.7	
	8.1	3.5</																				

位置から、当該項目を他の『年報』について、探し出すことができる。

で注意されたい。換算の仕方は、投資額＝粗蓄積（固定ファンド増加分＋減価償却額）

(経常価格, 単位: 10億ルーブリ, 各年の右欄は%)

1972		1973		1974		1975		1976		1977		1978		
84.4	100.0	415.2	100.0	437.5	100.0	455.9	100.0	483.6	100.0	510.5	100.0	535.3	100.0	
13.6	81.6	337.8	81.4	354.0	80.9	363.3	79.7	385.7	79.8	405.6	79.5	422.5	78.8	1
16.9	30.4	123.4	29.7	132.7	30.3	140.8	30.9	150.3	31.1	157.0	30.8	164.3	30.7	2
88.1	22.9	92.2	22.2	96.6	22.1	98.1	21.5	100.1	20.7	103.3	20.2	107.1	20.0	3
1.8	0.5	1.8	0.4	1.6	0.4	1.7	0.4	1.7	0.3	1.8	0.3	1.7	0.3	4
15.6	4.1	16.6	4.3	17.1	3.9	16.7	3.7	17.5	3.6	18.2	3.6	18.6	3.5	5
6.5	1.7	7.7	1.9	7.0	1.6	5.6	1.2	5.6	1.2	6.1	1.2	5.3	1.0	6
55.6	14.5	59.1	14.2	63.5	14.5	66.6	14.6	70.7	14.6	74.6	14.6	84.1	15.7	7
9.3	2.4	9.9	2.4	10.6	2.4	11.3	2.5	12.2	2.5	12.4	2.4	13.1	2.4	8
19.8	5.2	27.1	6.5	25.0	5.7	22.0	3.1	27.6	5.7	29.7	5.8	28.3	5.3	9
98.1	51.5	207.1	49.9	218.1	47.6	231.8	50.8	[24.3] ⁹⁾	[50.2]	[254.9] ⁹⁾	[50.0]	[267.1] ⁹⁾	49.9	10
27.3	7.1	29.9	7.2	32.2	7.4	34.8	7.6	[36.7]	[7.6]	[38.5]	[7.5]	[40.3]	7.5	11
25.4	58.6	237.0	57.1	250.3	57.2	266.6	58.5	279.7	57.8	293.4	57.8	307.4	57.4	12
31.9	8.3	34.4	8.3	36.3	8.3	38.0	8.3	39.0	8.1	41.2	8.1	44.1	8.2	13
3.6	0.9	4.0	1.0	4.5	1.0	4.7	1.0	4.6	1.0	5.2	1.0	5.5	1.0	14
60.9	67.9	275.4	66.3	291.0	66.5	309.3	67.8	323.4	66.9	339.8	66.6	357.0	66.7	15
35.3	9.2	38.9	9.4	42.7	9.8	49.9	11.0	54.2	11.2	58.5	11.5	63.2	11.8	16
17.5	4.4	19.3	4.6	21.2	4.8	28.9	6.3	31.5	6.5	34.2	6.7	37.1	6.9	17
17.8	4.6	19.6	4.7	21.5	4.9	21.0	4.6	22.7	4.7	24.4	4.8	26.1	4.9	18
55.2	14.4	60.2	14.5	62.0	14.2	61.2	13.4	[66.0] ⁹⁾	13.6	[68.3] ⁹⁾	13.4	[70.2] ⁹⁾	13.1	19
34.7	9.0	39.0	9.4	40.9	9.3	38.8	8.5	103.3	106.9	109.8	109.8	109.8	109.8	20
20.5	5.3	21.2	5.1	21.1	4.8	22.4	4.9							21
30.1	7.8	37.4	9.0	36.1	8.3	34.6	7.6	[37.3] ⁹⁾	7.7	[38.6] ⁹⁾	7.6	[39.6] ⁹⁾	7.4	22
120.6	31.4	136.5	22.3	140.8	29.9	145.7	32.0	157.5	32.5	165.4	32.4	173.0	32.3	23
13.3	3.5	15.5	3.7	18.8	4.3	26.7	5.9	28.7	5.9	30.1	5.9	34.6	6.5	24
12.7	3.3	15.8	3.8	20.7	4.7	24.0	5.3	28.0	5.8	33.3	6.5	35.7	6.7	25
26.0	6.8	31.3	7.5	39.6	9.1	50.7	11.1	56.8	11.7	63.3	12.4	70.2	13.1	26
3.3	0.9	3.7	0.9	5.8	1.3	0.4	0.0	2.7	0.6	6.2	1.2	5.3	1.0	27
3.9	1.0	3.4	0.8	3.9	0.9	3.1	0.7	3.4	0.7	3.0	0.6	4.5	0.8	28
310.3	80.7	334.1	80.5	348.2	79.6	363.0	79.5	383.0	78.6	399.4	78.0	417.2	77.9	29
14.8	3.9	15.8	3.0	17.1	3.9	18.4	4.0	19.6	4.1	20.8	4.1	22.1	4.1	30
0.3	0.1	0.4	0.1	0.4	0.1	0.6	0.1	0.6	0.1	0.6	0.1	0.6	0.1	31
60.0	15.6	60.0	14.5	64.4	14.7	69.7	15.3	70.6	14.6	78.4	15.4	78.6	14.7	32
1.3	0.3	1.5	0.4	1.5	0.3	1.5	0.3	1.5	0.3	1.6	0.3	1.6	0.3	33
7.5	2.0	7.9	1.9	10.3	2.3	12.1	2.6	12.2	2.5	13.7	2.7	14.4	2.7	34
2.3	0.6	2.9	0.7	3.2	0.7	3.3	0.7	3.8	0.8	6.9	1.4	5.2	1.0	35
1.9	0.5	1.6	0.4	2.0	0.5	0.7	0.2	2.9	0.6	2.9	0.6	3.3	0.6	36
9.3	2.4	13.8	3.3	14.6	3.3	11.4	2.5	17.2	3.6	16.3	3.2	12.4	2.3	37
4.3	1.1	4.5	1.1	4.6	1.1	4.7	1.0	4.9	1.0	5.0	1.0	5.0	0.9	38
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	Δ0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	39
1.5	0.4	1.7	0.4	1.7	0.4	1.7	0.4	1.7	0.4	1.8	0.4	1.7	0.3	40
17.7	4.6	17.3	4.0	17.1	3.9	17.8	3.9	[19.3] ⁹⁾	4.0	[20.4] ⁹⁾	4.0	[21.6] ⁹⁾	4.0	41
8.5	2.2	9.6	2.3	10.1	2.3	10.4	2.3	11.0	2.3	11.3	2.3	11.9	2.2	42
62.8	16.3	70.5	17.0	75.8	17.3	81.1	17.8	[88.0] ⁹⁾	18.2	[92.9] ⁹⁾	18.2	[98.1] ⁹⁾	18.3	43
12.1	3.1	18.3	4.4	15.6	3.6	13.3	2.9	17.8	3.7	17.1	3.2	16.9	3.2	44
13.0	3.4	13.9	3.3	14.9	3.4	14.6	3.2	15.1	3.1	18.3	3.6	18.7	3.5	45
5.0	1.3	5.2	2.5	5.6	1.3	6.7	1.5	3.7	0.8	4.3	0.8	4.0	0.7	46
1.9	0.5	3.8	0.9	3.9	0.9	4.3	0.9	5.5	1.1	5.0	1.0	5.6	1.0	47
61.1	15.9	63.6	15.3	65.9	15.1	67.7	14.8	69.6	14.4	71.7	14.0	75.0	14.0	48
23.8	6.2	24.8	6.0	26.7	6.1	18.7	4.1	19.4	4.0	20.4	4.0	21.3	4.0	49
20.2	5.3	21.9	5.3	23.6	5.4	27.2	6.0	28.9	6.0	30.4	6.0	32.2	6.0	50
7.6	2.0	7.8	1.9	7.9	1.8	8.6	1.9	8.9	1.8	9.0	1.8	9.3	1.7	51
0.6	0.2	Δ0.3	0.0	Δ1.9	0.4	2.7	0.6	0.7	0.1	Δ3.2	0.6	Δ1.1	0.2	52
15.0	3.9	21.2	5.1	23.8	5.4	18.3	4.0	24.2	5.0	28.0	5.5	27.8	5.2	53
0.5	0.1	0.8	0.2	0.8	0.2	0.7	0.2	0.7	0.1	0.7	0.1	0.8	0.1	54
5.2	1.4	5.7	1.4	6.7	1.5	7.5	1.6	7.9	1.6	9.2	1.8	10.4	1.9	55
7.2	1.9	5.0	1.2	6.6	1.5	13.3	2.9	14.0	2.9	17.3	3.4			56
Δ0.2	0.0	1.9	0.5	Δ0.2	0.0	Δ7.8	1.7	Δ0.8	0.2	Δ1.0	0.2	Δ8.6	1.6	57
176.0	45.8	187.0	45.0	198.4	45.3	222.9 ⁹⁾	48.9	234.4	48.5	247.7	48.5	260.7	48.7	58
16.2	4.2	22.9	5.5	19.3	4.4	2.2 ⁹⁾	0.5	8.6	1.8	5.9	1.1	2.4	0.4	59